

平成21年第8回防府市議会定例会会議録（その1）

○平成21年12月2日（水曜日）

○議事日程

平成21年12月2日（水曜日） 午前10時 開会

- 1 開 会
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 会期の決定
- 4 許可第 1号 防府市議会副議長の辞職について（追加）
- 5 選挙第 1号 防府市議会副議長の選挙について（追加）
- 6 議席の一部変更について（追加）
- 7 選任第 6号 防府市議会議会運営委員会委員の選任について
- 8 議会運営委員会の閉会中の特定事件の審査について（追加）
- 9 各常任委員会正副委員長の互選について
- 10 市長行政報告
- 11 観光振興対策調査特別委員会の中間報告
地域活性化調査特別委員会の中間報告
- 12 選任第 4号 防府市公平委員会委員の選任について
- 13 選任第 5号 防府市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 14 報告第 29号 有限会社野島海運の経営状況報告について
- 15 議案第 94号 指定管理者の指定について
議案第 95号 指定管理者の指定について
- 16 議案第 96号 山口・防府地区広域事務組合の解散について
議案第 97号 山口・防府地区広域事務組合の解散に伴う財産処分について
- 17 議案第 98号 防府市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例中改正について
- 18 議案第 99号 防府市職員退職手当支給条例及び防府市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例中改正について
- 19 議案第100号 防府市留守家庭児童保育施設設置及び管理条例中改正について
- 20 議案第101号 防府市営墓地設置及び管理条例中改正について

- 21 議案第102号 防府市青少年科学館設置及び管理条例中改正について
22 議案第103号 防府市小作料協議会条例の廃止について
23 議案第104号 平成21年度防府市一般会計補正予算（第12号）
24 議案第105号 平成21年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第3号）
議案第106号 平成21年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
25 決議第 4号 防府市に所在する山口県行政機関の存続を求める要望決議
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（27名）

1番	安藤二郎君	2番	斉藤旭君
3番	山田耕治君	4番	河杉憲二君
5番	山根祐二君	6番	土井章君
7番	松村学君	8番	大田雄二郎君
9番	木村一彦君	10番	横田和雄君
11番	田中敏靖君	12番	山本久江君
13番	田中健次君	14番	佐鹿博敏君
15番	弘中正俊君	16番	高砂朋子君
17番	今津誠一君	18番	青木明夫君
19番	重川恭年君	20番	伊藤央君
21番	原田洋介君	22番	三原昭治君
23番	藤本和久君	24番	久保玄爾君
25番	山下和明君	26番	中司実君
27番	行重延昭君		

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市長 松浦正人君 副市長 嘉村悦男君
会計管理者 松吉栄君 財務部長 吉村廣樹君

総務部長	浅田道生君	総務課長	原田知昭君
生活環境部長	古谷友二君	産業振興部長	阿部勝正君
土木都市建設部長	阿部裕明君	土木都市建設部理事	岡本幸生君
健康福祉部長	田中進君	教育長	岡田利雄君
教育次長	山邊勇君	水道事業管理者	中村隆君
水道局次長	本廣繁君	消防長	武村一郎君
監査委員	和田康夫君	入札検査室長	安田節夫君
農業委員会事務局長	村田信行君	選挙管理委員会事務局長	古谷秀雄君
監査委員事務局長	小野寺光雄君		

○事務局職員出席者

議会事務局長	森重豊君	議会事務局次長	山本森優君
議会事務局次長補佐	中村淳二君	議会事務局係長	藤井一郎君
議会事務局係長	河田美幸君		

午前10時 開会

○議長（行重 延昭君） ただいまから平成21年第8回防府市議会定例会を開会いたします。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。19番、重川議員、20番、伊藤議員、御兩名にお願い申し上げます。

会期の決定

○議長（行重 延昭君） 会期についてお諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月22日までの21日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は本日から12月22日までの21日間と決定しました。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思います。

ますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

許可第1号防府市議会副議長の辞職について（追加）

○議長（行重 延昭君） 本日、安藤副議長から議長に副議長の辞職願が提出されました。お諮りいたします。この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

本件につきましては、一身上に関する事柄でありますので、安藤副議長の退席を求めます。

〔副議長退席〕

○議長（行重 延昭君） それでは、まず、辞職願を局長より朗読させます。

○議会事務局長（森重 豊君）

辞職願

このたび、一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い申し上げます。

平成21年12月2日

防府市議会副議長 安藤二郎

防府市議会議長 行重延昭様

以上です。

○議長（行重 延昭君） お諮りいたします。

本件については、これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、副議長の辞職を許可することに決定をいたしました。

ここで、安藤前副議長から辞任のごあいさつをいただきたいと思います。

〔前副議長 安藤 二郎君 登壇〕

○1番（安藤 二郎君） おはようございます。副議長辞任に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

昨年、改選後の12月議会におきまして、皆様の御推挙によりまして副議長の要職に就任させていただき、この1年間、議長の補佐として公正で円滑な議会運営を心がけてまい

りました。至らなかった点多々あったかと思いますが、皆様の御支援と御協力によりまして大過なく務めることができました。厚く御礼を申し上げます。

また、執行部の皆様方にはいろいろと御教示をいただき、心より感謝申し上げます、高いところからではございますが、御礼を申し上げます。

今後とも議員の一員として市政の発展に努力していきたいと考えておりますので、変わらざる御支援と御協力をお願い申し上げ、簡単ではございますが、退任のごあいさつとさせていただきます。まことにありがとうございました。（拍手）

選挙第1号防府市議会副議長の選挙について（追加）

○議長（行重 延昭君） ただいま副議長が欠員となりました。

よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第1項の規定により、投票をもって行います。

ただいまから投票の準備をいたしますので、しばらくお待ちください。

〔投票準備〕

○議長（行重 延昭君） 議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（行重 延昭君） ただいまの出席議員は27名でございます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（行重 延昭君） 異状ないものと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名投票であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。なお、議員の中には同姓の方もおられますので、この場合は姓名ともにお書きください。姓だけのものは無効となりますので、くれぐれも御注意ください。以上のように申し添えておきます。

投票用紙は、記載所の前でお渡しいたしますので、点呼に応じて順次お受け取り願ひ、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票をお願いいたします。

それでは、点呼を命じます。局長。

○議会事務局長（森重 豊君） それでは、お呼びいたします。

〔点呼 投票〕

○議長（行重 延昭君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 投票漏れはないものと認めます。

これで投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（行重 延昭君） これより開票を行います。防府市議会会議規則第30条第2項の規定により、立会人を御指名させていただきます。河杉議員、横田議員、御兩名を御指名いたします。

立会人の御兩名は前に出ていただきます。よろしく申し上げます。

投票箱を開き、投票の点検をいたさせます。

〔開票〕

○議長（行重 延昭君） 投票の結果を御報告いたします。

投票総数27票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票 27票

有効投票中

松村議員 20票

重川議員 5票

木村議員 2票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は7票でございます。よって、松村議員が副議長に当選をされました。（拍手）

ただいま副議長に当選されました松村議員に、防府市議会会議規則第31条第2項の規定により、当選告知をいたします。事務局長、お願いします。

〔当選告知〕

○議長（行重 延昭君） これより副議長に当選されました松村議員に就任のごあいさつをお願いいたします。

〔副議長 松村 学君 登壇〕

○副議長（松村 学君） ただいま若輩ながら副議長という要職に御推挙いただきまして、まことにありがとうございます。今後はしっかり議長を補佐し、円滑な議会運営に

努めてまいりたいと思っております。

また、議会における諸課題といたしまして、7月21日の豪雨災害、また議会改革等、市民に求められている議会の責務は大変重いものであります。私といたしましては、しっかり執行部の皆様と密に協議をいたしまして、また、そういった情報を議員諸兄の皆様と共有いたし、防府市政が発展していけるように頑張っていきたいと思っております。また、執行部の皆様、議員諸兄の皆様、今後とも御指導、御鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

○議長（行重 延昭君） ここで、甚だ僭越でございますが、皆様にかわりまして、安藤前副議長と松村副議長に私のほうから一言、謝辞とお祝いの言葉を申し述べさせていただきます。

〔議長 行重 延昭君 登壇〕

○議長（行重 延昭君） 安藤前副議長におかれましては、この1年間、私を補佐していただくとともに、円滑な議会運営のために一方ならぬ御尽力をいただきましたことに対し、衷心よりお礼を申し上げ、感謝を申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

今後ともこのすぐれた識見と判断力を遺憾なく発揮され、防府市発展のため御活躍くださいますようお願いを申し上げます、まことに意を尽くしませんけれども、お礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

また、新しい松村副議長におかれましては、御就任おめでとうでございます。

現在、本市では、世界同時不況の影響も大変深刻であり、また、地方分権や少子・高齢化に伴うさまざまな諸課題を抱えております。また、議会におきましては、現在、議会改革に取り組んでいるさなかであり、引き続いてさらなる強い取り組みが必要な大切な時期と感じております。

このような状況下での副議長就任でございますので、松村副議長さんには、豊富な知識と経験をもとに、政治的手腕を遺憾なく発揮していただき、防府市発展のため、また円滑な議会運営のため、御尽力を賜りますようお願いを申し上げます、簡単でございますが、お祝いの言葉とさせていただきます。おめでとうございました。

あいさつ

○議長（行重 延昭君） ここで、市長から執行部を代表して、新旧副議長にごあいさつを申し述べられます。市長、お願いします。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 執行部を代表いたしまして、安藤前副議長さんへの御礼と、新たに就任されました松村副議長さんにお祝いを申し上げたいと存じます。どうぞおかけください。どうぞ。

安藤前副議長さんにおかれましては、昨年12月から1年間、市政に対しまして適時適切な御助言を賜り、おかげをもちましてスムーズな行政運営を図ることができましたことを心から御礼申し上げます。

また、この1年は、集中豪雨による災害の発生という大変な年でもございました。その中で本市議会が円滑な運営が図られておりますのも、ひとえに安藤前副議長さんの御尽力のたまものと敬意を表する次第でございます。今後とも市政発展のため、引き続き御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

新たに御就任されました松村副議長さん、まことにおめでとうございます。これからの1年は、政権政党交代による政治の混乱も予想されるわけでございますが、松村副議長さんには、その豊富な御見識により市政の発展にさらなる御尽力をいただきますよう心から念じ上げますとともに、私ども執行部に対しましても、一層の御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げる次第でございます。

以上、甚だ粗辞でございますが、執行部を代表いたしまして御礼とお祝いの言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

議席の一部変更について（追加）

○議長（行重 延昭君） それでは、副議長の交代に伴いまして、議席の一部を変更したいと思えます。

お諮りをいたします。副議長の議席につきましては、慣例により1番とすることになっております。したがって、松村副議長は1番、安藤議員は7番にそれぞれ変更したいと思えますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、松村副議長は1番、安藤議員は7番と議席を変更することに決定いたしました。

それでは、ただいま決定いたしました議席にそれぞれ御着席をお願いいたします。
暫時休憩いたします。

午前10時24分 休憩

午前 10 時 25 分 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

選任第 6 号防府市議会議会運営委員会委員の選任について

○議長（行重 延昭君） 選任第 6 号を議題といたします。これより議会運営委員会委員の選任を行います。

防府市議会委員会条例第 8 条の規定により、御指名をいたします。

事務局長から報告させます。

○議会事務局長（森重 豊君） 御報告申し上げます。敬称を省略し、順不同でございますが、御了承願います。

青木議員、大田議員、河杉議員、土井議員、原田議員、三原議員、山根議員、以上でございます。

○議長（行重 延昭君） ただいま報告しましたとおり、議会運営委員会委員にそれぞれ御指名したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議会運営委員会委員にただいま御指名いたしました方々を選任いたしました。

なお、防府市議会委員会条例第 4 条第 2 項の規定により、議会運営委員会の委員定数は 9 名となっており、ただいまのところ 2 名の欠員を生じております。この定数に満たない部分の選出方法につきましては、本議会の申し合わせにより協議の上、決定することになっておりますので、ここで暫時休憩し、議会運営委員会を開催の上、ただいま選任されました 7 名の委員の方に御協議をお願いしたいと思います。

委員の方は、1 階第一委員会室にお集まりください。

なお、委員以外の皆さんには、委員選出のため会派内での協議等が必要な場合がございますので、各会派の部屋のほうで待機されるようお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前 10 時 27 分 休憩

午前 10 時 38 分 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

休憩中に開催されました議会運営委員会において、欠員が生じております 2 名につきましては、日本共産党、平成会からそれぞれ 1 名を選出することになり、2 会派内で協議が

行われ委員が選出されましたので、事務局長より報告をいたさせます。

○議長（森重 豊君） 御報告申し上げます。敬称を省略し、順不同でございますが、御了承願います。

山本議員、田中敏靖議員、以上でございます。

○議長（行重 延昭君） ただいま報告いたしましたとおり、議会運営委員会委員にそれぞれ御指名したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議会運営委員会委員にただいま御指名いたしました方々が選任されました。

ここで、議会運営委員会の正副委員長の互選を行います。

議会運営委員会開催のため、暫時休憩とします。委員の方は1階第一委員会室にお集まりください。

暫時休憩します。

午前10時39分 休憩

午前10時48分 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

休憩中に議会運営委員会が開催され、正副委員長が選出されましたので、御報告を申し上げます。

委員長に河杉議員、副委員長に山根議員、以上でございます。

議会運営委員会の閉会中の特定事件の審査について（追加）

○議長（行重 延昭君） お諮りいたします。この際、議会運営委員会の閉会中の特定事件の審査についてを日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議会運営委員会の閉会中の特定事件の審査についてを日程に追加し、議題いたします。

議会運営委員会の閉会中の特定事件の審査についてお諮りいたします。議会運営委員長から、所管事項のうち防府市議会会議規則第95条第2項の規定によって、1、次期定例会並びに臨時会の会期等に関する調査、2、議会運営に関すること、3、会議規則、委員会条例等に関すること、4、議長の諮問に関すること、5、議会運営の効率化の調査等について、地方自治法第109条第9項の規定による特定事件として閉会中の継続審査の申

し出があります。

委員長からの申し出のとおり、申し出の事件について、閉会中もなお調査・研究を行い、1の次期定例会並びに臨時会の会期等に関する調査については、議員の任期中の継続審査とし、その他の事件についてはその調査・研究等が終了するまでの間、これを特定事件として審査することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、申し出の事件を地方自治法第109条第9項の規定による事件とし、1の次期定例会並びに臨時会の会期等に関する調査については議員の任期中、その他の事件についてはこの調査・研究等が終了するまでの間、審査に付することに決定をいたしました。

各常任委員会正副委員長の互選について

○議長（行重 延昭君） お諮りいたします。慣例により、各常任委員会正副委員長の互選を行いたいと思います。したがって、この際、各常任委員会正副委員長の互選のため暫時休憩し、各常任委員会を開催していただくことにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、これより暫時休憩し、各常任委員会を開催の上、正副委員長の互選をお願いいたします。

なお、各常任委員会の開催場所を御案内いたします。総務委員会は1階、第一委員会室、教育民生委員会は1階、第一応接室、産業建設委員会は1階、議会運営委員会室、以上です。よろしくお願いいたします。

暫時休憩といたします。

午前10時51分 休憩

午前11時17分 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

休憩中に互選が行われましたので、結果を御報告いたします。

総務委員長、安藤議員、同副委員長、青木議員、教育民生委員長、伊藤議員、同副委員長、高砂議員、産業建設委員長、山下議員、同副委員長、大田議員、以上でございます。

市長行政報告

○議長（行重 延昭君） これより市長の行政報告を受けます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 平成21年7月豪雨による災害の発生から、早くも4カ月余りが過ぎ、現在、8月4日から設置しております災害復興本部において、被災された市民の皆様が一日も早く安心した生活に戻れるよう、本格的な復旧・復興対策と被災者支援対策に全力で取り組んでいるところでございます。

また、10月1日から、防災及び災害対策を専門的に行い、かつ市における危機管理の総合調整を行う部署として防災危機管理課を総務部内に設置するとともに、このたびの豪雨災害を検証するため、学識経験者や市民の代表者、各行政機関の関係者などによる検証委員会を今月中に組織することといたしております。

この中で、このたびの災害について、さまざまな課題や問題点の整理・検討を行い、市民生活の安全・安心の基盤づくりを一層推進することといたしておりますので、議員各位をはじめといたしまして、市民の皆様の特段の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、現時点における公共施設等の復旧状況について御報告申し上げますと、市民の皆様大変御迷惑をおかけいたしました市の斎場であります悠久苑につきましては、10月15日から火葬業務を再開し、12月1日からすべての業務を再開いたしております。

また、市営大光寺原霊園につきましては、9月17日に復旧工事に着手したところでございますが、10月中にはG区画、F3・4区画西側で墓参が可能となり、11月21日からはF1・2区画西側への立ち入りができるようになっておりまして、面積では約60%、土量で約50%の復旧が完了しております。

なお、市営大光寺原霊園におきましては、人力による復旧作業でございますので、日数を要しておりますが、できるだけ早い復旧に向け、全力を挙げて作業を進めているところでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、市道及び河川でございますが、市道の被災箇所124カ所、河川の被災箇所151カ所につきましては、応急復旧工事が完了いたしましたので、今後は本復旧に向けて早急に取り組んでまいります。

次に、農地及び農業施設でございますが、11月13日に農地37カ所と農業用施設57カ所、合わせて94カ所について、国の査定が終了いたしましたので、早期の復旧に努めてまいりたいと考えております。

次に、林道、治山関係でございますが、補助事業の対象となる林道3路線5カ所、小規

模治山事業として3カ所、林地崩壊防止事業として3カ所の復旧工事の実施を予定しております。

次に、被災された方々に対する支援関係についてでございますが、まず、義援金につきましては、市内外の多数の方から寄せられました義援金1億610万8,280円のうち、9,958万8,000円を第1次配分枠として配分することとし、手続を済まされた方につきましては、11月30日に振込を完了したところでございます。残りの義援金につきましても、公平かつ効果的に配分できるよう義援金配分委員会で御協議いただき、できるだけ早く被災された方々へお配りしてまいりたいと存じます。

次に、家屋に被害を受けられた方々への住宅支援状況についてでございますが、被災家屋に居住が困難である方々への住宅支援対策として、県営住宅の無料提供、雇用促進住宅への一時入居のほか、市といたしましては、市営住宅の無料提供と民間賃貸住宅に入居された方への家賃補助を行っているところでございます。

まず、公営住宅等への入居状況につきましては、被災の発生以後61世帯の入居がございましたが、住宅の補修等が完了し、退去された世帯もあり、12月1日時点で、市営住宅に4世帯、県営住宅に1世帯、雇用促進住宅に6世帯のほか、民間賃貸住宅に17世帯の合計28世帯が引き続き入居されておられます。

また、民間賃貸住宅に入居されている方への家賃補助につきましては、当初補助の期間を入居後6カ月間の範囲内としておりましたが、家屋に甚大な被害を受けられた方については、建てかえ、あるいは補修に長い期間を要するため、補助の期間を、当面、平成22年3月までの2カ月間延長することといたしており、必要な場合には、来年4月以降も引き続き支援してまいりたいと考えております。

終わりになりますが、引き続き被災された方々への支援をはじめ、心のケア等についても最大限の誠意を持って対応してまいりますので、今後とも、市民の皆様及び議員各位の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（行重 延昭君） ただいまの行政報告に対する質疑につきましては、一般質問に含めてお願いしたいと思います。

したがいまして、この質問の要旨は、本日の午後5時までに御提出いただきますようお願いを申し上げます。

観光振興対策調査特別委員会の中間報告

地域活性化調査特別委員会の中間報告

○議長（行重 延昭君） この際、観光振興対策調査特別委員会及び地域活性化調査特別

委員会より審査の過程について中間報告をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。なお、質疑につきましては、各特別委員会の中間報告の後、一括で受けたいと思います。

まず、観光振興対策調査特別委員会の中間報告を受けます。伊藤特別委員長。

〔観光振興対策調査特別委員長 伊藤 央君 登壇〕

○20番（伊藤 央君） 去る9月18日に、観光振興対策調査特別委員会を開催し、観光振興の施策と体系、観光客動態調査、まちづくり交付金事業について協議いたしましたので、その概要について御報告をいたします。

初めに、観光振興の施策と体系についての、執行部の説明の概要を申し上げます。

「観光振興の施策と体系は、防府市の観光の現状と課題を整理し、観光振興懇話会で御意見をいただくための素案として作成したもので、大きく観光地づくり、宣伝受け入れ体制の充実、観光基盤の整備を柱としております。

観光地づくりでは、観光資源の活用と魅力の創造を項目立てしています。

観光資源の活用は、未活用の歴史・文化遺産の発掘や著名人の観光面での活用、豊かな自然環境や、瀬戸内海の活用などを挙げております。

また、魅力の創造に向けては、見る、食べるなどのにぎわいの創出や魅力ある店舗の集積、防府ブランドの創出や魅力のあるイベントの展開です。

次に、宣伝受け入れ体制の充実では、旅行需要を掘り起こす観光需要の開発とマスコミや旅行エージェント等への情報提供などの情報発信の強化、また、観光事業推進団体の充実強化及び温かい観光地づくりを目指して、観光ホスピタリティの向上を項目としています。

観光基盤の整備では、ユニバーサルデザインへの対応も考慮した多目的トイレ、誘導標識、駐車場、休憩施設などの観光基盤施設の整備、また、主要観光ルートの整備として、美遊感回廊を具体化する回遊ルートの設定や、回遊拠点の整備などを挙げております。

この素案をベースに、観光振興懇話会でいただいたものをはじめとして、さまざまな御意見を積み重ね、中長期的な観光振興計画の策定につなげたいと考えています」との説明がございました。

これに対し「施策体系を整えるに当たっては、防府市の観光が目指すものは何かということ、また、観光をまちづくりの手段の一つとするなら、観光によってつくられるまちの姿を念頭に置いて、しっかりと詰める必要がある。

また、何か特化した形での取り組みや仕掛けが必要なことや、防府市だけのオンリーワンのものを市民レベルで発掘し、行政も市民とともに地域を起こしていくという姿勢が求

められる」などの指摘がございました。

次に、観光客動態調査についての説明の概要を申し上げます。

「この調査は、主要観光地の来場客数の調査と観光客へのアンケートによって、観光客の実態を調査し、今後の観光振興の基礎データとして活用するために実施いたしました。

平成21年5月1日から7月31日までの期間で実施し、天満宮は参集殿前と大専坊前、阿弥陀寺は山門前で、毎週木曜日から日曜日までと、祝日に、大平山の山頂駐車場と山麓では、ロープウェイの運転日に来場者数をカウントいたしました。

アンケートは、天満宮、阿弥陀寺、大平山山頂駐車場では、調査員が聞き取りで行い、大平山山麓、毛利氏庭園では、自由回答型式で行ったもので、サンプル総数は6,389でございます。

調査期間中での観光客の累計は、天満宮が3万9,808人、阿弥陀寺が2万9,923人、大平山が3万4,309人、毛利氏庭園が7,548人、塩田公園が1,120人となっています。

アンケート調査の結果では、観光客の住所は、市内が約20%、県内が40%程度、県外からの客数では、中国地方、九州の順で、近畿、関東がほぼ拮抗しています。

同伴者については、夫婦または家族が圧倒的に多く、約3分の1ずつを占め、それから友達と続き、ツアーが予想外に少なく、2.1%となっております。

また、宿泊については、全体の約2割が宿泊旅行で、さらに、その2割が市内に宿泊し、全体観光客数からすると、市内宿泊は3.5%程度という結果となりました。

年齢構成では、天満宮と毛利氏庭園は、いずれの年代の方も満遍なく来ており、阿弥陀寺は、50歳、60歳代の方が多く、大平山は、子育て世代の30代が多い結果となっています。

また、行き先では、毛利氏庭園と天満宮が観光のセットになっていることがうかがえ、阿弥陀寺と大平山の関係も比較的深いことがわかりました」との報告がございました。

これに対し「有用な資料となるので、次回に調査する際は、もっと内容を掘り下げて実施していただきたい。また、ツアー観光の割合が低いことからツアー観光客の誘致も方策の一つと考えられるので、旅行会社との連携が大変重要となる」との意見がございました。

次に、まちづくり交付金事業についての、説明の概要を申し上げます。

「防府信用金庫宮市支店から天満宮鳥居西側までの道路は、幅員が非常に狭いため、自動車と歩行者の共存道路として、景観に配慮した整備を行います。

事業内容は、電線類の完全地中化により、既存の電柱をすべて撤去いたしますので、新たに高さ2.5メートルの照明灯を両側に5基ずつ設置し、交差点には高さ4.5メート

ルの照明灯を1基ずつ設置いたします。

工事の日程としては、今年度は管路の埋設までを実施し、平成22年度に管への入線と電柱の撤去及び新たな照明灯の設置を予定しています。

次に、天満宮参道両側の脇参道は、現在、アスファルト舗装ですが、今回、景観に配慮した透水舗装を行い、また、既存の照明灯を撤去して、新たに東側へ4基の照明灯を設置いたします。

この天満宮脇参道の整備は、観光交流センターまちの駅が建設中であること、また御神幸祭などから年明けに着手したいと考えております。

また、平成22年度に並行して事業実施する萬行寺から周防国分寺までについては、現在、道路修景整備のための景観デザインの検討や電線類の地中化の計画などを業務委託しているところですので」との説明がございました。

これに対し「宮市地区の工事の進め方と通行規制はどうなるのか」との質疑に対し、「工事は実施区間を3工区に分け、まず1工区から地中化を行います。1工区の地中化が終わり次第、2工区の地中化を開始し、1工区では、道路の修景整備に着手いたします。それを3工区まで順次繰り返します。

工事期間中は、午前8時から車両通行止めといたします。夕方の5時以降は工事を終えて、現地は開放いたします」との答弁がございました。

以上をもちまして、観光振興対策調査特別委員会の中間報告とさせていただきます。

○議長（行重 延昭君） 次に、地域活性化調査特別委員会の中間報告を受けます。山根特別委員長。

〔地域活性化調査特別委員長 山根 祐二君 登壇〕

○5番（山根 祐二君） 去る11月10日に、地域活性化調査特別委員会を開催し、中心市街地の活性化及び雇用対策について、執行部から関係事業の実施状況の説明を受けた後に協議いたしましたので、その概要について御報告いたします。

まず、中心市街地の活性化についての説明の主なものを御報告いたします。

「本市は、これまでに中心市街地におきまして「まちづくり防府」と連携して各種の事業を実施してまいりました。

商店街で増加する空き店舗対策として、「空き店舗活用促進事業」では、平成19年度以降で新たに2店舗が開業され、また、新しい商業者の育成として「チャレンジショップ事業」では、平成16年度以降で合計20店舗が挑戦され、現在6店舗が開業されています。

次に、「にぎわい創出イベント事業」では、天神五日市、おもしろ楽市、カリヨンカー

ニバル、愛情防府フリーマーケット及び光と音のページェントなどを開催し、特に愛情防府フリーマーケットでは、例年、多数の出店と来場者でにぎわっています。

しかしながら、このような事業のうち、「にぎわいの創出を目的とした事業」では、「にぎわいの創出」は達成できているものの、いずれも一過性のもので、経常的な売り上げの増加には至っていません」との説明がございました。

続きまして、「ルルサス防府につきましては、中心市街地の集客の核ゾーンとしての役割が期待されていましたが、オープン以来、3階の図書館や2階の地域協働センターの利用者数は増加しているものの、それが1階と2階にある商業部門の利用者数の増加につながっていません。

その結果、空き店舗が増加し、商業部門を管理運営する「周防夢座」は、テナントを誘致するため懸命の努力をされている」との説明がございました。

続きまして、「天神町銀座商店街の店舗関係者の意見といたしまして、商店街のリーダーの不足、後継者の不足、組合員の減少、店舗の老朽化などのため、テナントの誘致が困難であることなど、また、ルルサス防府の関係者の意見といたしまして、テナントの家賃や共益費が高い、駐車場が不便、側道からの誘客が困難、誘致するテナントの業種が限定されているなどの問題がある」との説明がございました。

続きまして、「防府市中心市街地活性化基本計画につきましては、計画期間の平成12年度から21年度までの市街地整備事業といたしまして、防府駅付近連続立体交差事業、防府駅南土地区画整理事業、防府駅北土地区画整理事業、防府駅てんじんぐち市街地再開発事業などが実施されてきた」との説明がありました。

以上の説明を受けた後、質疑に入りました。

主なものを申し上げますと、まず、「商店街全体で見ると、数年来、店舗数の減少が続いているが、歯どめ対策はあるか」との質疑に対し、「今までまちづくり防府とさまざまな対策事業を実施してきたが、経済的な事情もあって成果が出ていない」との答弁がございました。

次に、「にぎわいの創出事業で売り上げは増えたのか」との質疑に対し、「にぎわいの創出は達成できているが、売り上げは、全体的に減少している」との答弁がございました。

さらに、「天神町銀座商店街の店舗関係者の意見では、組合員の後継者が少ないとあるが、組合員自身は商店を続ける気があるのか」との質疑に対し、銀座商店街の理事長の話では、「組合員は商店を続けたいと思っているものの、後継者が少ないため、いろいろな問題があるとのこと」の答弁がございました。

続きまして、「ルルサス防府では空き店舗が多いが、その中で周防夢座が管理運営して

いる空き店舗の対策はどうか」との質疑に対し、「周防夢座という会社のことなので市は何も言えないが、誘致が進むように「事業所誘致促進補助金制度」の活用を伝えている」との答弁がございました。

さらに、「ルルサス防府とロックシティは、双方とも経営が苦しいと聞いている。他市の例として準工業地域では大型店の出店を規制しているところがある。防府市でも規制が必要と思うが、どうか」との質疑に対し、「以前、準工業地域への大型店出店規制を検討したが、結果として規制しなかった」との答弁がございました。

続きまして、「中心市街地活性化基本計画は平成21年度までだが、平成22年度以降も計画をつくるのか」との質疑に対し、「まず、これまでの検証をし、今後の計画は、次期総合計画やまちづくり防府などとの調整を図って検討していく」との答弁がございました。

質疑とは別に、「ルルサス防府は、側道から店舗への出入りができないため集客が困難という意見が多いので、建築前の考え方を改め、今からでも側道から入店できるような改造を本気で考えてほしい」との要望がございました。

続きまして、「雇用対策につきましては、雇用奨励金の実績として、平成18年度以降で延べ10事業所で合計325人が新規に常時雇用された」との説明がございました。

また、「企業誘致につきましては、現在、防府市では、企業誘致のための用地を所有しておりませんので、市内の企業未利用地を有効に活用するため、所有者と協議しながら企業誘致に努めているところです。なお、公表されている未利用地は3カ所あります」との説明がございました。

以上をもちまして、地域活性化調査特別委員会の中間報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（行重 延昭君） ただいまの各特別委員会の中間報告に対し、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 以上で、特別委員会の中間報告を終わります。

選任第4号防府市公平委員会委員の選任について

○議長（行重 延昭君） 選任第4号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 選任第4号防府市公平委員会委員の選任について御説明申し上げ

げます。

本案は、防府市公平委員会委員のうち、島田佐富志氏が12月31日をもって任期満了となりますので、引き続き委員としてお願いするものでございます。

島田委員は、平成14年1月から公平委員会委員として本市の人事行政に御尽力いただいております、その豊富な経験や識見から委員として適任であると考えております。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、選任第4号については、これに同意することに決しました。

選任第5号防府市固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（行重 延昭君） 選任第5号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 選任第5号防府市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本案は、防府市固定資産評価審査委員会委員のうち、笠原高六郎氏、中谷安彦氏、山本好子氏の3氏が12月17日をもって任期満了となりますので、引き続き委員としてお願いするものでございます。

いずれの方も専門的な知識、経験が豊富であり、固定資産評価審査委員会委員として適任であると考えております。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、選任第5号については、これに同意することに決しました。

報告第29号有限会社野島海運の経営状況報告について

○議長（行重 延昭君） 報告第29号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 報告第29号有限会社野島海運の経営状況報告について御説明申し上げます。

去る11月11日、定時株主総会において、平成21年度決算及び平成22年度事業計画の決定を見ましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、経営状況を御報告するものでございます。

まず、平成21年度の決算でございますが、お手元の事業報告書、損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書及び貸借対照表附属明細にお示ししておりますとおり、収益から費用を差し引きますと1,229万4,005円の黒字となっております。

これにより、前期繰越損失金6,995万24円を合わせた5,765万6,019円が次期繰越損失金として処理されました。

平成22年度も引き続き離島航路整備法に基づく国庫補助航路の決定を受けておりますので、国土交通省の査定に基づき、損失金への補助額が決定されることになっております。

次に、平成22年度の事業計画でございますが、野島住民の利便性を維持しながら、海上旅客輸送の安全確保に努めるとともに、引き続き事業の合理化を図ってまいりたいと存じます。

以上、概要を御説明申し上げ、報告にかえさせていただきます。

○議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 以上で、報告第29号を終わります。

議案第94号指定管理者の指定について

議案第95号指定管理者の指定について

○議長（行重 延昭君） 議案第94号及び議案第95号を一括議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第94号及び議案第95号の2議案について一括して御説明申し上げます。

本2議案は、いずれも公の施設に係る指定管理者を指定することについてお願いするものでございます。

いずれの施設につきましても、指定候補者を選定するに当たりましては、それぞれ指定候補者選定委員会を開催し、公募により申請のあった団体からの提案価格と提案内容について審査した上で決定いたしております。

議案第94号につきましては、新たに設置する防府市まちなかの駅の指定管理者を、また議案第95号につきましては、防府市陸上競技場及び防府市武道館の指定管理者の指定期間が平成22年3月31日をもって満了となりますので、新たに防府市体育館を含めた3施設の指定管理者をそれぞれ指定しようとするものでございます。

お手元にお示しいたしておりますとおり、防府市まちなかの駅につきましては、平成27年3月までの5年間について、一般社団法人防府市観光協会を、防府市陸上競技場、防府市武道館及び防府市体育館の3施設につきましても、平成27年3月までの5年間についてコナミスポーツ&ライフ・日本管財グループを、それぞれ指定候補者として選定いたしましたものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） ここで、ちょっと早うございますが、昼食のため午後1時まで休憩といたします。

午前11時48分 休憩

午後 0時59分 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

議案第94号及び95号の補足説明に対して、一括して質疑を求めます。6番、土井議員。

○6番（土井 章君） 議案第94号まちの駅の指定管理者の指定に関する議案について質疑をいたします。

私は、過日、審査委員会が実施されました、その審査委員会を傍聴いたしました。申請者は1者で、審査委員は学者や商工会議所職員、そして市の職員で、旅行代理店やバス会社等、その道を熟知している方が全く参画をされていないというのは、甚だ残念に思いました。

さらに、応募者が1者の場合、ヒアリングはより慎重に期すべきであると考えておりますが、審査委員長である副市長が最初に15分と時間設定をされ、実施をされました。要するに、委員長を除く6名が、15分の中で質問と回答を終了したわけでございます。

そして、去る11月19日にこの議案に対する執行部の説明会があり、我々としては、審査をするに当たり、申請書の写しを提出を求めましたが、ようやく出てきたのが11月26日でありまして、私がそれを手にしたのは議会運営委員会が開かれた11月27日でありました。かなり厚いものでしたから、それを見れば、あるいは真摯な態度で申請がしてあるものと思ひ、委員会付託の省略について同意もいたしました。その後つぶさに申請書を拝見いたしますに、問題が多々あるということで、今となつては委員会付託がなされなかったことに非常に残念な思いをしているわけでございます。

先日いただいた申請書の内容は、私の目にはごく普遍的な内容で、資金計画も通り一遍のもの、これで審査をパスしたわけですが、私には不明の点が多々あるので、質疑をいたします。

まず、さきの6月議会で質問をした件について質疑をいたします。

1点目は、指定管理者、飲食店とも既に決まっているかのうわさが流れていると指摘をいたしました。宝くじや競輪ならば、予想が当たったということは大変うれしいわけですが、この場合、残念ながらそのとおりになっております。また、指定管理者も飲食店は希望者は1者のみと伺っておりますが、多数の応募者があるよう6月議会ではさまざまなPRを行うことを要請いたしておりましたが、どのような手段をとったか、お伺いをいたします。

2点目は、条例第4条と15条の第2項の関係で、定休日が設けられる危険性について質問いたしました。そのときの答弁は、恒常的な定休日を設ける考えはないとの答弁がございました。しかるに、このたびの申込書の中では、飲食店の計画書で休業は週1日を予定、こうあります。要するに、定休日を設けるということです。さきの答弁との整合性

はいかがなものかという思いがいたします。この点について質問いたします。また、こういうことであればちょっと不安になってまいりましたが、物産販売についても定休日を設けることにしておるのかどうか、あわせてお伺いをしたいと思います。

3点目は、光熱水費の問題でございますが、二、三年は実績を見ないとわからないではないかということをご指摘をしておりますが、そのときの答弁は、現在の試算で約350万円だが、改めて算出すると答弁がありました。

そこで、このたびの申請書の収支予算書では、まさしく356万6,000円が計上されております。そして5年間同額となっております。

そこで、質疑ですけれども、募集段階で委託料総額の限度額あるいは個別項目ごとの上限額を示されたのかどうか。示されたのならば、その金額を教えてくださいと思います。

次に、個別の質問でございますが、市費丸抱えの指定管理者であり、これでは管理委託と全く同じであると言わざるを得ません。指定管理者にする理由は何なのか、お伺いをいたします。

2点目は、事業計画書を見ますと、既に観光協会が行っている事業や観光協会が行うべき事業が非常に多々混在しております。委託料と観光協会の補助金をどう仕分けするつもりなのか、お伺いをします。

先日の説明会では、観光協会への来年度の補助金はことしと同額程度を考えているという答弁がありました。これでは二重補助金、二重支出ではないかという思いがいたすからこの質問をいたしました。

3点目は、収支予算書の22年度利用料金収入の内訳はどのようになっているかということでございます。三百数十万円、具体的には、22年度で申し上げますと、利用料金収入が306万2,000円上がっておりますが、これのそれぞれの内訳を教えてくださいと思います。

4点目は、22年度予算で総額2,212万7,000円、そのうち管理費が1,894万円、事業費は318万7,000円となっております。しかも、事業費は5年間全く同額でございます。管理費も特殊要因を除くと全く同額でございます。実に支出総額の86%が管理費、いわゆる守り賃でございます。これで計画書の事業ができるのか、疑問に思うところがございますが、見解をお願いいたします。

また、この程度の施設で常勤の駅長、そして副駅長が必要なのか、あるいはパート4名は具体的に何をするのか、あわせてお伺いをいたします。

5番目は、管理費の中に委託料235万2,000円計上されておりますけれども、こ

の委託料については、どういうことに使おうとしておるのか、お伺いをいたします。

6点目は物産販売でございますけれども、物産販売は観光協会が行うこととなっております。要するに、右手で指定管理者として観光協会が受け、左手で別の業者に物産販売をお願いをするのではなくて、左手で自分で物産販売を行おうとしているという点でございます。なぜ一般の業者にしなかったのか、あるいは応募者がなかったのかどうか、その辺のことをお伺いをいたします。

そして7番目は、条例の第13条に、建物等の滅失等に係る使用者の賠償責任が定められておりますが、申込書の収支予算書の中には保険料らしきものがわずかしきありませんが、この保険料については、保険料を払わないで、いざというときには責任を持って払うということなのかどうか知りませんが、一般的には保険料支出があつてしかるべきだと思いますが、それが入ってないというふうに思われますが、この点についてお伺いをいたします。

質問が多岐にわたりましたが、質問項目は事前にお渡しをしてありますので、明解な回答をお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（阿部 勝正君） それでは、お答えをいたします。

まず、1点目でした、いわゆる募集のPRということの6月議会での要請ということですが、どのようなPRをしたのかということでの答えをいたします。

募集につきましては、本市の指定管理候補者募集、これのガイドラインに沿って広報をいたしました。具体的には、市広報への掲載、報道資料の配布、それから防府市ホームページへの掲載、そして4点目として、市の掲示板への広告の掲示、これを実施いたしております。

次に、またこれ6月議会であったと思うんで、定休日のお話で、いわゆる定休日を設けられることと、いわゆるまちの駅の休日ということだと思いますが、まず、まちの駅の定休日につきましては、議員御質問のとおり、設けない旨の答弁をいたしておりまして、条例に基づき年中無休で開館をいたします。

しかしながら、テナント業者が定休日をとるということにつきましては、これとはいささか異なるものというふうに考えております。これまで議会の勉強会等におきましても、テナント業者の休日、営業時間、これにつきましては、調整を行う必要がある旨、申し上げてきているというふうに考えておりますが、経営という一つの面からまたとらえてみますと、当然従業員の確保、配置、そういったものから休みなしの経営はかなり難しいのではないかということから1日のお休みと、それから、テナント業者についての週1日程度

の休業は必要であるということを御理解を賜りたいと存じます。

次に3点目で、募集段階における総額の限度額の提示ということについてでございますが、これは募集要項におきまして、5年総額で9,833万5,000円というふうに提示をしております。また、説明会におきまして、総額の限度額の積算根拠として、個別項目の額を示しましたが、個別の限度額は提示しておりません。

それから4点目、いわゆる指定管理者にする理由は何かということでございますが、御存じのとおり、指定管理者制度については、平成15年の地方自治法の改正によりまして、公の施設の管理については、従来の管理委託制度、これが廃止をされ、新たに導入された制度でございます。従来の管理委託制度では、地方公共団体が一定の出資をしている法人、公共団体、また公的団体でなければ管理運営ができませんでした。しかしながら、この指定管理者制度では、民間事業者を含む団体までが対象となりました。この制度改正によりまして、現在公の施設を管理するためには、市による、いわゆる直接管理、直営ですか、それか指定管理者による管理のどちらかを選択しなければなりません。今回の導入に当たっては、指定管理者制度の趣旨でございます公の施設の管理に民間の事業者のノウハウを活用すると、それによって市民サービスの向上を図ることができ、経費の縮減を図ることができるものというふうな判断をいたしまして採用したものでございます。

それから、観光協会とまちの駅の事業の混在の件でございますが、実は観光協会はいくまで、御承知のことと思っておりますが、市内の観光施設の維持、また施設の整備、さらには各種イベントの開催や観光PR事業などを行ってまいりました。また、まちの駅につきましても、基本構想、基本計画にあるように、市内への回遊、観光製品のPRや販売、にぎわいの創出、また、まちの駅の施設を活用した事業が大部分を占めておりまして、これまでと異なる事業であるというふうに考えております。

今、この応募で事業が混在しているのではないかと御指摘でございますが、確かに防府市まちの駅設置及び管理条例第3条には、事業として観光交流に関する事、また観光情報の提供に関する事と規定しておりますように、事業項目としては、観光協会の事業と重なる部分もあるようには思いますが、実際にはほとんど重複していないということで、お互いが補完・補強し合う内容のものであるというふうに考えております。

それから、収支予算の22年度の利用料金収入の内訳ということでございますが、22年度の利用料金は306万2,000円ということでございます。内訳といたしましては、飲食テナントの使用料が約160万円、これは今のテナントの使用料、これが月額13万3,200円でございますので、この12カ月と。それから物販テナントの使用料は約9万円強、それから会議室の使用料が9万円程度、それとレンタサイクルが約46万

円、それとあと雑入等におきましては、自販機等を想定をいたしております。

次に、いわゆる管理費が86%を占めると、これで計画書の事業ができるのかといったようなことと、さらには駅長、副駅長が必要なのかと、パートは何をするのかという御質問でございますが、全体の人件費が管理費の部分に計上されておりますことから、総事業費に占める管理費の割合は多くはなっております。提案された実施事業を含む事業計画につきましては、いわゆる人的資源、マンパワーといいますか、これが必要でございますが、観光協会は会員を含め、また協会がこれまで培ってきた人脈、ノウハウ、これを活用することで実施が可能であろうというふうに考えております。

それから、駅長さん、副駅長さんですが、駅長は、業務全体の統括者として業務を管理いたします。当然従業員の指揮、監督、教育等を行う義務もございます。それから副駅長につきましては、事業計画、イベントの企画、実施などの実務を行うというふうにとらえております。それから次に、パート職員につきましては、複数人での配置計画ということになっておりますが、ローテーションでの勤務形態で、開館から午後6時までの間は案内人として配置されるのは1名のみということでございます。具体的な実務は、情報コーナーにおいて人による観光情報の提供を行うというものでございます。

それから、管理費の委託料235万2,000円ですか、これにつきましては、清掃業務委託料、それから機械警備業務委託、消防設備保安業務、空調設備保安業務、こういったものを想定をしております、基準価格として公募者にも提示をしております。その金額は235万2,000円ということでございます。

そして、観光協会が物販を行うということになった経緯と申しますか、理由は何かということでございますが、観光協会は御存じのように、このまちの駅が防府市の顔になるという意味において、自主財源の、いわゆる確保また強化といったことや、新たな名産などの開発のアンテナショップとしての意味、また防府の産品を紹介・販売するということから物販を直営することとされたというふうに聞いております。

それから最後に、いわゆる保険料の件でございますが、これは収支予算には計上されておられません。これはテナント事業者で対応をされるということになります。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 6番、土井議員。

○6番（土井 章君） ちょっと1点ほど漏れておるんですけども。

○議長（行重 延昭君） 確認してください、どうぞ。

○6番（土井 章君） あとで追加でちょっと質問したんですけども、物販も定休があるのかどうか。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（阿部 勝正君） 物販も同様に1日の定休日を週1設けるようにしております。

○議長（行重 延昭君） 6番、土井議員。

○6番（土井 章君） それでは、2回目の質疑をさせていただきますが、種々PRという面については、市広報、報道、ホームページ等々ということでしたが、先日の説明会では、飲食については二、三、市内の業者にも働きかけをしたという説明があったと思いますが、そのときに施設の目の前にある土産屋さんも、食堂経営もやっておられますが、そこに働きかけをされたかどうか、まず質問をいたします。

それから、2点目ですけれども、休日の関係でございますけれども、まちの駅はあけておくけれども、飲食と物販はまちの駅ではないというような説明がありましたが、物販も飲食も含めてまちの駅であることは間違いのないわけです。私には詭弁としかとれません。

そして、加えて申し上げますと、例えば、太宰府の天満宮の前、あるいはよく知られている浅草の店屋、こういう観光地にある店屋が週1回の休みをするというようなことはとても考えられません。防府市の天満宮の真ん前にあるこのまちの駅だけが親方日の丸的な経営をするのかという思いがしてなりません。あるいはそれほどの施設なのかという思いがしてなりません。ちなみに、目の前にある土産さんは365日、営業をしておられます。情けない思いがしてなりません、再度この辺について説明を求めたいというふうに思います。

それから、観光協会と指定管理者との事業のダブリでございますが、350万円たかだかの事業費で何ができるかということをお尋ねしました。そこで、具体的にじゃあお尋ねいたしますが、この事業計画の中には、九州あるいは広島地区に向けた誘致プロモーションの実施あるいは滞在型旅行商品の開発・実証実験あるいは路面電車、バス及びJR車内つりポスターの掲出と、多分かなりの金がかかることであろうという部分がありますが、これらは本来観光協会がやる仕事ではないか、まちの駅がやる仕事なのかという思いがしております。315万円でこれらの、あるいはまだいっぱい事業計画書には載っておるわけですが、果たしてこれが可能なかどうか。例えば、バス、JRのつり広告に幾らぐらいの予算を見ておるのか、改めてお尋ねをしてみたいというふうに思います。

それから、観光協会が右手で指定管理者を受け、左手で物販を行うということでございます。申込書の予算書を見ると、物販で売り上げた利益は何も計上をされておられません。一般会計、特別会計に分けて経理をするということが審査委員会での説明会でも公募者が説明をしておりましたが、特別会計では要るほどお金をもらって、そして、もうかる物販

については、市内の業者にはやらせんで自前でやって、家賃だけ払って、多分電気代は払わんでしょうが、そして、もうかった銭は自分の一般会計へ持って帰ると、私はこの指定管理者制度を悪用している、非常に悪質と評価せざるを得ません。指定管理者制度そのものは、より民間の知恵を働かせて、より有効的に施設を運営し、利益を上げて、そして、それを次の事業展開に使う、あるいは市に返還をするというのが指定管理者制度ではないかなど。

ちなみに、議案第95号の体育施設では、金が余ったら市に返しますというふうになっていたと思います。もうかる部分は自分であめを食って持って帰るといふ計画になっておる。これは指定管理者制度としてとても許せるものではないというふうに思いますが、この点について見解をお伺いをいたします。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（阿部 勝正君） お答えをいたします。

まず1点目に、前にある天満屋に働きかけをしたかということですが、具体的にそのようなお話は観光協会のほうからは伺ってはおりません。これはあくまでも聞く範囲でございますので、御了承いただきたいと思っております。

それと、2点目ですが、まちの駅の休みと、いわゆるテナントの休みということで、先ほどもお答えをしたと思っておりますが、これを365日やはり営業するというのであれば、当然それにかかる人、金も要ります。そういったことで、確かにあいておることが理想ではございますが、経営というふうな考え方からすれば、従業員の配置等を考えた場合には、休みなしの経営というのは難しいのではないかということで、テナント業者について週1日程度の休業は必要であるというふうに思っておりますので、ここらあたりは御理解をいただくしかないなというふうに思っております。

それから、3点目でしたか、つり広告等でございますが、今、路面電車、JR、バス車内つり広告ということで、観光協会としては、一度実施をされておられますが、基本的には協会はこれを今のところ実施を予定されておられません。そういったことで、このたびの事業計画も、まちの駅でのいわゆる広告ということで出てきたんであろうというふうに推測をいたします。

それから、いわゆる利益が出た場合どうかということですが、これにつきましても、今から実際に運営をしてみたらということになると思いますが、物販で利益が出た場合の基本的な考え方ということで御理解を賜りたいと思っておりますが、利益の何分の1か、例えば3分の1なり2分の1、そういったものを目安に今、観光協会へ補助金を出しておりますが、それらを補助金の減額を行うことが望ましいことではないかというふうに考え

ております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 6番、土井議員。

○6番（土井 章君） じゃ、最後の質問になりますが、天満屋には働きかけをしてないということでございました。説明会では二、三の業者に働きかけをしたという説明があったと思いますが、目の前にある、要するに、商売がたきをつくるわけですから、少なくともそこにも働きかけはあってしかるべき、あるのが礼儀ではなかったかなど、観光協会の体質をかいま見るような気がするということをおきたいと思います。

それから、休日の件ですけれども、先ほども申し上げましたように、民間であれば、そういう観光地にある、観光客の方は何曜日には来んということはないわけで、365日、多いか少ないかは別として、必ず来るわけで、よういらっしゃいましたというふうに店をあけておくのが普通です。お役所仕事の、あるいは観光協会がお役所仕事と同じような感覚でおるのか知りませんが、せっかく来られた、昼飯を食おうかいと思えばない、土産は閉めてもええですよ、そりゃ前の店屋がありますから喜んでです。365日、閉められても結構です。（笑声）しかし、申し上げたいのは、観光のためのエリアは建物の一番奥にあるんです、図面を見ましたら。道路側から入ってくれば飲食店、そして鳥居のほうから入れば物産店があるんです。そこが真っ暗けで、後ろのほうに何があるかわからんようなものがぼろっとあったって、ああ、店は閉まっちゃうんだということで観光客は帰るんですよ。その辺の配慮が全くなされてないということをお指摘しておきます。

そして、物販ですけれども、物販については、もうかれば市の補助金をカットするということですが、当たり前の話で、むしろそっちのカットよりは、それを指定管理をしている施設の中で、より来ていただいた観光客に喜んで帰ってもらえるような仕構えのほうに使うべきであって、一般会計でばくって、言い方は悪いですけども、取って、そして市の補助金をそれほどへずりましたって、よう見えんのですよ、一般市民にはよく見えない、我々にもよく見えないんです。やはり指定管理者の施設の中で使うべきであるというふうに思います。

それから、一つだけ質問をしておきますが、車内つり広告は何年か前に観光協会がやったということですが、僕はこれはこの指定管理者がやるべき性格のものではないと思いますが、前回、観光協会がやられたつり広告の広告料は幾らであったのか。と申しますのは、350万円の事業費で、これは多々ある事業計画が実行できるという説明が、答弁がなかったもんですから、あえて車内つり広告だけでもどのぐらい前回のときかかったのかをお尋ねをして、3回目の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（阿部 勝正君） 今、ちょっと正確な数字、手元に資料がございませんので、ちょっと時間をいただけたらと思います。もし、お待ちいただけるんならということで。

○議長（行重 延昭君） 13番、田中議員。

○13番（田中 健次君） 94号と95号について、それぞれ質問をいたします。

ちょっと説明会で若干お話もありましたけれども、この議場で確認をさせていただくという意味でも質問いたしますが。観光協会は、これは通常の自前の観光協会の会計と、それから、このまちの駅に関するものについては明確に区分して別会計にするのかどうかということが1点目です。

それから2点目は、このいただきました資料の観光交流・回遊拠点施設としての管理運営についてということではいろいろの事業が書いてありますが、先ほどの土井議員の質問とダブるんですけども、これまで観光協会の活動としてやっていた事業がここに盛られておるような気がするわけですが、例えば、機関紙、観光情報かわら版、これは観光協会がこれまで発行しておりましたけれども、今度これをまちの駅のほうが発行するということになれば、観光協会のほうのかわら版はなくなってしまうということになるんじゃないかという気がします。

そういうことを考えると、これは観光協会の事務所をまちの駅に一元化するという、そういうことを含んだ指定管理者の指定ということになるんじゃないかという気がするんですが。そこで、2番目の質問ですが、観光協会の事務所は、まちの駅へ今後統一するのだろうか、そういうことをされるという予定はないのかあるのか、この辺をお聞きをいたします。

それから3番目は、それに関連をいたしまして、常勤の職員を2人ほどまちの駅で雇われるという形になっておりますが、この常勤の職員2人というのは、現在の観光協会の職員とは同じ人なのか、違う人なのか、この点について明確にしていきたいと思います。

それから、引き続いて、体育施設の関係のものについて質問をいたします。

6月議会で体育施設の条例改正がありました。委員長報告の中でこう述べられております。

「民間の事業者が指定管理者に選定された場合の経営状況等の報告についてはどう考えているのか。また、情報公開についてはどう考えているのか」との質疑に対して、

「民間の事業者を選定した場合は、指定管理者制度導入ガイドラインにより報告書を提出させますので、これを公開していきたいと考えています。しかしながら、今のところ

議会に対しての報告の仕組みがありませんので、教育委員会だけではなく、市全体で考えていきたいと思います。また、情報公開については協定書の中に書いていきます」との答弁がありました。

6月の会議録の326ページですけれども、教育民生委員長の報告として以上の内容があったわけであります。

そこで、確認をするわけですけれども、指定管理者制度導入ガイドラインにより報告書を提出させて、これを公開するようになっているのかどうか。

2つ目が、議会に対しての報告の仕組みがありませんので、教育委員会だけでなく、市全体で考えていきたいと思います。だから、議会に対する仕組みを市全体でどういうふうにすることにしたのか、これが2点目の質問です。

3番目の質問は、情報公開については協定書の中に書いていきますということでありますので、情報公開については協定書の中に盛り込んであるのかどうか、この3点についてお聞かせください。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（阿部 勝正君） お答えをいたします。

まず最初に、いわゆる観光協会の会計とまちの駅の会計は別会計かということで、これは明らかに分けて別会計でやられるというふうになっております。

それから2点目に、事務所の統一、移転ということですが、現在のところ一応未定であるというふうにお伺いしております。

それから3点目ですが、駅長、副駅長が現行の観光協会の職員と同じなのか違うのかとといったことですが、これは新たに職員を採用するわけですから、全然別な方であるというふうにお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 教育次長。

○教育次長（山邊 勇君） 情報公開につきましては、教育委員会としても適正な管理運営をしていく上で非常に大切なことだと思っております。

御質問の事業計画書、事業報告書の作成につきましては、要求基準書においてそれを求めています。また、積極的な情報公開につきましても、要求基準書において求めています。また、これの担保として協定書案でございますが、今公開しているのは協定書案でございますが、その中に事業計画書、事業報告書の作成の義務づけについては書いてございます。

情報公開につきましては、基本的にこの協定書の位置づけでございますけど、一番初め

に、協定書の位置づけの中で、まず協定書、それから年度協定もやるんですけど、それから条例、関係法令、また募集要項、要求基準書、また先方からの提案書につきましても、これを遵守して運営するというふうになっておりますので、ここで担保されるんじゃないかなというふうに思っております。また、必要であれば、まだ案の段階でございますので、はっきりと情報公開について書き込むことも検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、公開の方法でございますけど、どのような方法がいいかということでございまして、指定管理者の担当部署と協議した今の段階でございますけど、情報コーナーが市役所1階にございますが、そこに事業計画書なり事業報告書で公開していこうというふうに考えております。

最後の、協定書に盛り込むかどうかということは、最初にお答えしたと思っております。必要なものはすべて、案をもう公開しておりますが、盛り込んでいると思っておりますが、もう一度、今、案の段階でございますので、精査していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 13番、田中議員。

○13番（田中 健次君） 体育施設のほうですが、情報公開コーナーにそういった文書を置くということであれば、これはやはり議会、議員にちゃんと配るとというのが、これが筋道ではないかと思うんですけども、これまでは財団法人スポーツセンターの収支報告書が6月議会に出ました。今度も6月議会に出るわけですけども、それは内容が縮小されたもので、体育施設を新しくされる体育館などについてはそれが出なくなるわけですね。だから、これは当然これまで議会に報告していたものですから、議員に対してはどういう形であれ配付をすると、ちゃんと文書、そういうものを情報公開コーナーに置くわけですから、一部置くのか、27部、あと余分につくって議員に配付するかということは、そう大きな問題ではないと思っておりますので、これをぜひ実施していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

それから、まちの駅については、私はそういうことは考えておりませんという答弁が返ってくると思ったら、未定という答弁が返ってきて、非常に含みを持たせるというのか、今後あり得るという考え方をむしろ示すような形になってきておると思うんですね。これ、まちの駅は5年ごとの指定管理者の公募をされるということであれば、5年たって、もし、ほかの有力な業者が侵入してきて、なった場合には、今度は観光協会はまたどこかよそへ行くと、そういうことになっていくわけですね。

本来、公募ということは、そういう形で事業を考えるということですよ。もし公募で

なくて、最初からこれは観光協会が指定管理を受けるにふさわしい事業だと、今、そういう形で福祉関係の事業などは福祉事業団などに指定管理という形でしておりますし、これまでも、例えばスポーツセンターについてはそういう形でやっておりました、今度からかわりますけれども。

そういう形でむしろ更新をされるんならいいんだけど、市の方針は5年ごとにかえていくと。もちろん同じところがとることもあるわけですが、5年ごとに公募していくということであれば、そういう形で統一をされるということは、むしろあり得ない話だと思うんですが、今の時点で未定ということは、一体どういうふうになっておるのでしょうか。

市の考え方が、これはやっぱり最初はそういう考え方だったけれども、やっぱり観光協会が受けるにふさわしい業務であると、まちの駅の管理運営は。したがって、5年先はもう公募しないんだと、何もかも民間に任すのはよくないんだと、こういう明確な方針転換があれば、非常にそれはむしろ私は望ましい方針転換だと思うし、むしろまちの駅で一本そこに観光協会の事務所があって、何のおかしいこともありませんけれども、これまで説明した民間活力を活用するだとか、5年ごとに公募するだとかいうことと、今の事務所を一本にするかもしれないという話は、まるっきり異なる考え方に立つものです。市の考え方は一体どちらの立場に立つのか、ちょっと明確にこれは、基本的には大事な問題なので、明確にさせていただかないといけないと思います。

そういうことでいけば、観光情報かわら版、先ほど言いましたけども、これは観光協会が出す観光情報かわら版は今までどおりあるのかどうか。ホームページも今までどおりの市の観光協会のホームページがあるのかどうか。まちの駅のホームページとホームページが2つ立ち上がるということになるのか。観光情報かわら版も観光協会版とまちの駅版と2種類できるということなのか、この辺についてちょっと明確に御答弁願いたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（阿部 勝正君） お答えをいたします。

まず最初に、今のかかわら版の件でございますが、かわら版とホームページ、これは一つの観光情報かわら版、まちの駅を立ち上げる分につきましては、あそこでやる施設のイベント、行事、そういったものを掲載をすると。もう一つは、まちの駅のネットワークに関する情報の提供すると、そういったことで、この観光情報かわら版につきましては、観光協会とは別のものであるというふうに御理解を賜りたいと思います。

それから、ホームページにしても同様に、そちらのほうで自主制作ということで立ち上

げられるというふうにお伺いをいたしております。

それから、最初に申した件で、今の公募につきまして、今回、市内の方々を対象に公募をかけたわけでございます。当然民間の方も想定をされるということの中で、5年間は今のまま行きますと、認定していただければ、観光協会が指定管理者になりますが、5年後にはまた優秀なところも参加されるということもないことはないわけでございますので、今の5年の指定管理の中で、またいろんなことも想定されるというふうに思いますので、またそこで新たな指定管理についても考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（浅田 道生君） 御質問の市議会に対しての報告ということでございますが、先ほど答弁いたしましたように、協定によって出していただく書類は当然公文書でございますから、それに従って情報公開もするということでもあります。

議会に対しての、いわゆる報告といいますか、それについては、こういった形で報告できるのか、他の指定管理者もございますので、ちょっと研究をさせていただきたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、何らかの形で御報告ができるような方法を考えてみたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（行重 延昭君） 13番、田中健次議員。

○13番（田中 健次君） 指定管理の情報公開については研究したいということでもありますので、今回、大きなものが指定管理になるということで、これまでは、例えば、老人憩の家だとか、そんなちょっと細々としたものが若干あったわけですがけれども、その辺でぜひまとめて、新しい形で進めていただきたいということ、これは提言をしておきます。

それから、まちの駅については、だから、むしろ方針転換をすると。5年先公募するかどうかかわからないんじゃないかと、5年先は公募しないと。そういう形で観光協会と市の観光振興課はタイアップして密接にやっていくんだと。そのためにむしろまちの駅で事務所を一本化してやるというのは、一つは合理的な考え方かもしれません。

だから、むしろそういうふうな形で行政が方針転換をしますと、何もかも民間にはしませんというふうに言っていただければいいんですけど、片方では5年先に公募をしますと。5年先に公募をするんだったら、5年先に出ていくかもしれないというところについては、やっぱり事務所の中に入ってもろうちや困ると、本社はちゃんと別に確保してもらわないと困ると、それが市との協定で難しければ、あるいはどこか独自に建物を構えてもらうか、

そこをやっぱり明確にさせていただかないと。事務所をどこにするかということは、今後の観光協会の位置づけと絡んできますので、あるいは指定管理のあり方と絡んできますので、そこは明確に今、答弁ができればお願いしますし、それはぜひ、3月議会には予算とかいろいろなものが出てきますので、それまでには明確にその方針をしていただきたい、すべきであるということを提言しておきます。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 議案第94号のまちの駅の指定管理者に関する議案でございますけれども、先ほど来から議論をお聞きしておりますのも、私、ごもっともな点が多々あると、このように思っております。

そもそもまちの駅をつくりたいということを私は考えて、そして、それをマニフェストに掲げてきた、その動機は、まちの活性化であり、観光の振興でございます。活性化であり、観光の振興を図るメッカがまちの駅であるとするならば、そのまちの駅の施設が週に1回定休日があって、お休みをしておると、こういうことでは私は「仏つくって魂入れず」というようなことになってしまうに等しいことにもなりかねないというふうにも考えるところでございます。

したがいまして、今回、この議案を上程いたしておりますが、議決をいただきました後、契約までの段階でさまざまな交渉を観光協会御当局と詰めて、経費面での節減するところは節減を考えながら、これは年間通してあいておらなければ何の意味もないことにも私はなりかねないというふうに考えておりますので、そういう点を踏まえて、私の考え方を述べさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

また、観光協会の位置づけにつきましても、ただいまの田中議員の御指摘、ごもっともな点でございます。その御意見もしっかり踏まえまして、観光協会は観光協会として厳然としてあるものでございますし、指定管理者として5年間の契約をいただいても、その先の契約については、これはわからないわけでございますから、そのわからないところが、本部がそこに入ってしまうという形になるということは、まことに不自然な形にもなりかねませんので、そこら辺との整合性も、これまたこれからの契約の段階の中でしっかり詰めていきたいと、このように思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

○20番（伊藤 央君） 数点、お尋ねいたします。議案94号、ただいま議論されているまちの駅の指定管理者の指定についてでございます。

まず1点目として、選定委員会、また申請書の中に観光協会としての観光振興ビジョンについての提案はあったのか、提示がなされていたのか、あったとすれば、どのようなも

のだったのかということをお聞きいたします。

そして2点目として、先ほどこちらから提示をした、いわゆる上限額という考え方になるんですが、5年間で9,833万5,000円という提示に対して、観光協会が出してきたものが5年間で9,624万3,000円と、ほぼ上限に近い、上限だと言ってもいい金額を出してきておるわけでありますが、この点について、指定管理者を導入するという目的の中に、民間事業のノウハウを生かすこと、そしてサービスの向上と経費削減ということを目的に指定管理者の公募が行われるわけですが、競争相手がいなかったと、説明会も観光協会のみであった、申請も、のみであったということで、こういう金額になったのかということで、その競争性という面においてはまず発揮されなかったと。そして、経費削減という面についても公募の効果が発揮されなかったということではありますが、この点について、この額について選定委員会としてはどのような評価をされたのか、教えてください。

それから、同じく選定に関することなんですが、今、市長の御答弁の中で、ある程度納得はできたわけですが、そもそもなぜ観光協会をこれ、入れたのか。入れるのであれば、先ほど田中議員がおっしゃったように、相手は観光協会のみと、観光協会がこれを受けるにふさわしいという考え方で行うべきではなかったのかという疑義がございます。これを指定管理者制度を使って行うと言った当初から、観光協会という名前はずっと言われてきたことであって、市民の間からは出来レースだねという声がたくさん聞かれました。思ったとおり、その選定委員会の委員の中からも、本来、防府市の観光行政の中で大きな役割を長年担ってこられた観光協会の代表を入れるべきではありますが、観光協会をこれに参加させるために選定委員から外していると、これは考えざるを得ないわけであります。

どうして観光協会を入れたのか。これ、入れてしまうと、結局、競争相手がもしいたしたら、競争相手は観光協会との間にあつれきが生まれるわけですよ。とったとしても、その後、観光協会と綿密な連携を図って防府市の観光振興に取り組んでいただかなくてはならないんですが、その時点で、スタートからあつれきが生まれてしまうということは考えなかったのか。そして相手方を観光協会のみとするということは考えなかったのかということについて、もう一度教えていただきたいというふうに思います。

それから、先ほど市長が言われたとおり、私も初めてお聞きしたのは、前回の市長選のマニフェスト型討論会の場であったろうと記憶しております。そのとき市長の発言を思い出してみますと、とにかく大勢の方が食事をとるところがないんだと、そのおかげで観光客の滞在時間というのが短くなってしまっていると。お金を落とされるとか、そういう点もあって、大人数の方が、観光バスが着いて食事をとれるというような場所が必要である

んだと。そして、このまちの駅という発想になるということをおっしゃったというふうに記憶しております。

先ほど市長がおっしゃったとおりになればいいですが、そうであるとすれば、本来、メインは飲食スペースであったと考えられるわけで、これが365日のうち50日ほど休むと、つまりその50日は防府市としては観光客の受け入れを棒に振るといようなことで本当にいいのかということでもありますので、この点はしっかりと、先ほどの市長がおっしゃったとおりになるようにしていただきたいと。選定委員会の考え方、産業振興部の考え方と市長の考え方に乖離があったということが今わかったんですが、先ほどの市長の答弁を聞かれて、産業振興部長はどのようにこれからされるか、お聞かせください。

それから、このまちの駅の成果を評価する方法について教えてください。どのような方法でこのまちの駅の運営または事業、こういったものの成果を評価していくのか、そして、その期間はどのぐらいで成果の評価を行うのか、この5点について質問をいたします。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（阿部 勝正君） それでは、お答えをいたします。

最初に、観光協会から観光振興ビジョンの提案があったかと、もし間違っていたらお許しいただきたいと思います。再度お願いしたいと思いますが。これにつきましては観光協会からは特にございませんでした。

それと、上限額の件で、いわゆる委員さんの間で今の委託料と申しますか、あの金額のことについての選定委員会での話の中で、実はある委員さんが言われた中で、収支予算においては、実際の施設運営実績がないので若干のマイナスと考えたということがございました。それと、2回行っておりますが、1回目のときに出たのが、いわゆる民間の賃金と申しますか、人件費、この話をされて、うちの当初の提案よりもかなり下回ったことも発言をされているやに記憶をしております。そういったことで、この辺についても委員のほうからもそういったお話が出ておると。それについて、うちも若干の修正も加えたということでございます。

それから、まず3点目に、なぜ観光協会を入れたのかというような話の中でございますが、当初公募ということ的前提に物事を進めておりました。それで、観光協会さんのほうからも、実はこれはまちの駅が建設されるということで、観光協会の中でもぜひこの運営なり管理について自分のところでやってみようというお話もありました。そういったことも含めまして、民間の方のお力もまた必要ではないかというようなことから、そういった広く公募によるもので募集をかけたというのが実情でございます。

それから、休日について、先ほど市長が答弁申しましたが、私どもも市長のほうの考え

方のもとで観光協会さんのほうにもお話をしてみたいというふうに考えております。

それから、最後5点目ですが、評価の方法ということで、運営事業の評価、これは単年度、1年間でできることではございません。単純に申せば、防府市の観光客があそこを情報発信基地のものとして、そこからどれだけの方が送り出されたのか、また全体で防府市の観光客がどれだけ増えたのかといったものは、やはり中・長期のスパンも要ると思います。そういったことで、やはり最低3年間はそれらの検証をする必要があるんじゃないかなというふうに私は考えております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 9番、木村議員。

○9番（木村 一彦君） 確認の意味で質疑をするんですけど、先ほどの事務所の件ですね、この1点についてちょっと再度確認の意味でお尋ねしたいと思います。

先ほどからの議論を聞いておりますと、防府市観光協会の業務は、まちの駅の業務にすべて包含されるわけではない、まちの駅の業務以外にも観光協会独自の業務があるんだというお答えでありました。

だとするならば、先ほどのお話のように、市長は若干含みを持たせられましたけれども、先ほどの話のように、もし、このまちの駅に観光協会の事務所が入るとすれば、これは建前からいっても、観光協会からまちの駅が事務所料をもらわなきゃいけないということにもなりやしないでしょうか。

ところが、これまたそのまちの駅を管理運営するのが観光協会ということで、奇々怪々になってくるわけですけど。しかし、やっぱり建前からいうと、それ以外の業務をする団体がその事務所に入ってくるとすれば、これは当然賃借料、一定のものを払わなきゃいけないわけですね。そういう矛盾が出てくるので、先ほど市長は言われましたけれども、やっぱり未定ということではなくて、これは別にするんだということをはっきり言ってもらわないと、私どもとしては判断のしようがない、賛成しかねる面も出てくるというふうに思うんですが、その辺いかがでしょうか。市長からお答え願ったほうがいいかと思えます。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 先ほど産業振興部長が答弁いたしましたように、今後協議する協議事項の中に入っておるといふ報告を受けておりますし。

ただ、私としては、おっしゃるとおりで、それならばそれなりに賃借料をもらうような形をとっておかなくてはならないだろうと思いますし、十分観光協会の仕事とまちの駅の仕事の区別がはっきりなされていなければいけないことだというふうに、もとより考えて

おることでございますので、そういう方向性が見失われることのないように対処してまいりたいと思っております。

○議長（行重 延昭君） ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております2議案につきましては、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、一括して討論を求めます。6番、土井議員。

○6番（土井 章君） ただいま議題となっております2議案のうち、議案第94号の指定管理者の指定についての議案について、現時点では反対せざるを得ないという立場から討論をさせていただきます。

るる質疑、答弁がありました。非常に不透明な部分が多いということでございます。市長さんから休日を設けないことについては、建設的な意見を述べていただきましたけれども、さりとて相手はそれをのむかのまんかというのは、現時点では全くわからないわけで、休日を設けんにゃいけんのなら手を引くでということもあるかもしれません。そうなれば、次はどうなるのかというようなことも解決をされておりませんし、事務所の件につきましても、今後協定書を結ぶ中での協議の場だということであれば、その結論をまって本来なら最終日にでも議決をとっていただきたいかったんですが、本日即決ということでございますので、解決してないということが多い。

そして、もう一点は、指定管理者である観光協会のもう一方が物販を専門的に行うということでございます。行っても差し支えないわけですがけれども、だとすれば、指定管理者の中で私はやるべきであって、生まれた利益も指定管理者の中に返して、そしてまちの駅の発展のために還元をすべきであると。あるいはそれをしないのであれば、一人であめ玉を食べるのではなく、市内業者の育成、ひいては目の前にも商売がたきになる業者もおるわけですから、その人に使用料を払ってもらって一緒に営業してもらおうとか、これは物を売るだけですから、つくるのであれば、うまい・うもうないとか上手・下手とかありましようが、売るほうについては、もう長年の業績を持っているわけですから、例えば、そういう人に委託するとかいうことがあってもしかるべきではないか、そういうこともぜひ検討をしてもらいたい。

そして、もう一点は、予算書ですけれども、収入が300万円ちょっとでございます。

使用料と雑収入をのけた収入と防府市からの委託料、すべてが極端な言い方をすると丸抱えでございます。不透明な部分が利用料金でございますが、先ほどの話では、レンタサイクルで46万円程度の収入を見込んでいるということでございました。非常に不安定な数字でございますけど、もしこれがその額が確保できなかった場合、多分市からの委託料は増えるわけではないですから、事業を縮小するということになるんだろうと思います。そのときの事業の担保が全くなされてない。一方の一般会計からの繰出金を――一般会計と申しますのは、観光協会の一般会計からの繰出金を行ってでもこの事業展開はするんだという保障も全くないわけでございます。

あるいは保険料につきましても、全く業者は入ってない。少なくともテナントにつきましては、彼が責任で保険に入るかもしれませんが、観光協会が入る部分についての保険については、全くこの事業の中で措置がされてないわけで、市有物件共済部に入るんかもしれませんが、彼らの過失で火災が起きたりしたときには、やっぱり彼らに持ってもらうためには、市有物件共済部の掛金の2分の1を指定管理者が負担するとか、そういう制度がなされてしかるべきであるというふうに思います。

事ほどさように解決が今現在できてない部分が多々あるという部分で、現時点ではこの議案について反対をせざるを得ないという討論をさせていただきます。

○議長（行重 延昭君） 13番、田中健次議員。

○13番（田中 健次君） 議案第94号についてでありますけれども、議案第94号については、賛成の立場を表明いたします。

市がつくれます公の施設でありますから、本来は直営ですということが望ましいわけでありまして。しかし、今回の場合、観光協会という形で防府市の観光振興課と非常に密接な連携をこれまで保ってきたそういう団体が、公募とはいえ指定管理者になるわけでありまして、一応これを了承をしたいと思います、容認したいと思います。

それから、議案第95号ですけれども、これについては、これまで市が密接な関係を持ってきた外郭団体ではなくて、民間業者等が指定をされるという形であります。民間業者にした場合、指定管理者が利用料収入を上げようとしてスポーツ振興の目的を外れ、利益を最優先することが懸念をされます。公の施設サービスの継続性を保障するためには、これまでどおり、むしろ外郭団体を指定管理者とするべきだろうと思い、この95号については反対をいたします。

○議長（行重 延昭君） 20番、伊藤議員。

○20番（伊藤 央君） 議案第94号指定管理者の指定について反対の立場から討論をいたします。

まず、指定管理者制度を導入する意味について、先ほど御答弁にあったように、民間のノウハウを生かすということ、それから経費削減ということをお述べられますけれども、答弁にあったように、観光ビジョンそのものを掲げておらないということで、これは民間企業であれば普通あり得ないことであります。それから、1者での、競争性がなかったということが原因だろうかと存じますが、上限額いっぱいの提示をしてきたということで、経費削減という面の効果も思ったほど発揮されないと、つまり指定管理者制度を導入する意味というのがほとんどなかったということがまず1点。

それから、特別会計を設ける云々と、違いますよと言われながらも、やはり観光協会とまちの駅との事業区分が明確でないということが問題であります。これがまちの駅の中に観光協会が事務所を設けるということであり、あそこで一体となって防府市の観光振興における施設を考え出していくというようなことであれば、むしろよかったです、これが全く別の場所であって、事業もばらばらに区分してやってということであれば、非常に効率が悪いというふうに考えております。

以上の理由からこの第94号には反対の意思を表明いたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結して、お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第94号及び議案第95号の2議案については、反対の意見もありますので、起立による採決といたします。

まず、議案第94号については、原案のとおりこれを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、議案第94号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第95号については、原案のとおりこれを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、議案第95号については原案のとおり可決されました。

議案第96号山口・防府地区広域事務組合の解散について

議案第97号山口・防府地区広域事務組合の解散に伴う財産処分について

○議長（行重 延昭君） 議案第96号及び議案第97号を一括議題といたします。理事

者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第96号山口・防府地区広域事務組合の解散について及び議案第97号山口・防府地区広域事務組合の解散に伴う財産処分について一括して御説明申し上げます。

本2議案は、平成22年3月31日限りで山口・防府地区広域事務組合を解散し、これに伴う財産処分をすることについて、山口市及び阿東町と協議するため、それぞれお諮りするものでございます。

山口・防府地区広域事務組合につきましては、ふるさと市町村圏計画に関する事務を共同処理するため、平成2年2月に、当時の山口市、徳地町、秋穂町、小郡町、美東町、秋芳町、阿東町及び本市の2市6町で組織し、同計画に基づき広域活動などに取り組んでまいりましたが、市町の合併などにより構成団体が減少し、現在は山口市、阿東町及び本市の2市1町で組織するところとなっております。

また、平成20年12月には、国において市町村合併の進展などに伴い、その役割を終えたとして、ふるさと市町村圏施策を含む広域行政圏施策の廃止が示されましたことから、一部事務組合による事務の共同処理を行う必要がなくなったため、お手元にお示ししておりますとおり組合を解散し、組合が所有する財産を各市町に帰属させようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） ただいまの補足説明に対して、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております2議案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、一括して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。議案第96号及び議案第97号の2議案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第96号及び議案第97号については原案のとおり可決されました。

議案第98号防府市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例中改正について

○議長（行重 延昭君） 議案第98号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第98号防府市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、船員保険法の改正に伴い、地方公務員である非常勤の船員に係る公務災害補償等について、船員保険の適用がなくなることから、条例の適用対象とするため、所要の改正を行おうとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第98号については原案のとおり可決されました。

議案第99号防府市職員退職手当支給条例及び防府市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例中改正について

○議長（行重 延昭君） 議案第99号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第99号防府市職員退職手当支給条例及び防府市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、国家公務員退職手当法の改正に伴い、国に準じて本市職員等の退職手当について新たな支給制限及び返納などの制度を設けるため、所要の改正を行おうとするものでござ

ございます。

改正の主な内容につきましては、退職手当制度の一層の適正化を図り、公務に対する市民の信頼確保に資するため、退職後に在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為があったと認められた場合において、退職手当支払い前であれば、退職手当の全部または一部について支給を制限し、退職手当支給後であれば、退職者または退職者の遺族に対し、退職手当の全部または一部について返納を命ずる処分ができるようにするものなどがございます。

なお、処分を受ける者の権利保護を図る観点から、懲戒免職処分を受けるべき行為があったと認めたことによる支給制限、すべての返納命令を行う際には、新たに設ける退職手当審査会に諮問することとしております。

このほかに、本条例の施行に関し、所要の条文整備を行うものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。13番、田中健次議員。

○13番（田中 健次君） 議案の79ページ、18条の第6項ですけれども、先ほど言われました審査会ですけれども、「審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める」と、こうなっておりますが、審査会がどういう形で組織をされるのかということがここには示されておられません。今時点でどういうお考えがあるのか、これについてお示し願いたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（浅田 道生君） 条文に書いてございます審査会でございますが、今現在どういった形で設置をする、いわゆる審査の委員の方も含めて設置をするかということにつきましては、今現在、他市におかれましてもいろいろ模索中ということをお聞きいたしておりますので、私どもも他市の例を参考にしながら、今後そういった形で設置をしたいということで、今現在、特段決まっておることはございません。

以上であります。

○議長（行重 延昭君） 13番、田中健次議員。

○13番（田中 健次君） 職員というか、そういう形が場合によったら本当に必要な処分という場合もありますし、場合によってはいわれのない処分というふうには、物によっては争われるということもあろうかと思っております。

そういうことでいけば、当然労働組合の代表者、そういった者をやはり半数程度は加えるべきだという意見を提言をしておきます。

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については委員会付託

を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第99号については原案のとおり可決されました。

議案第100号防府市留守家庭児童保育施設設置及び管理条例中改正について

○議長（行重 延昭君） 議案第100号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第100号防府市留守家庭児童保育施設設置及び管理条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、平成22年度から留守家庭児童学級の保育時間を延長することなどに伴い、保育料の額を改定することについて、お願いするものでございます。

現行の留守家庭児童学級の保育時間は、小学校が授業を行う日については授業終了後から午後5時まで、土曜日や夏休みなどの長期休業日については、午前8時30分から午後0時30分まで、または午後1時から午後5時までとしておりますが、平成22年4月から小学校が授業を行う日は午後5時45分までに延長し、土曜日については午前8時30分から午後5時45分までの1日保育とするとともに、夏休み等の長期休業日については午前8時30分から午後1時までとし、保護者の申し込みにより午後5時45分までの延長保育を行おうと考えております。

つきましては、時間延長などにより運営経費が増加いたしますので、平成22年度から保育料の額を現行の月額2,000円から月額2,500円に改定するとともに、あわせて所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査

の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第100号については教育民生委員会に付託と決しました。

議案第101号防府市営墓地設置及び管理条例中改正について

○議長（行重 延昭君） 議案第101号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第101号防府市営墓地設置及び管理条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、自然災害により被害を受けた市営墓地を利用者が返還される場合において、その墓地に係る使用料を還付することができるよう所要の改正を行い、去る7月21日の集中豪雨により被害を受けた市営墓地の返還に係るものから適用しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第101号については教育民生委員会に付託と決しました。

議案第102号防府市青少年科学館設置及び管理条例中改正について

○議長（行重 延昭君） 議案第102号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第102号防府市青少年科学館設置及び管理条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、防府市青少年科学館におきまして、企画展や特別展などの特別な催しを行う場合の観覧料について定めようとするものでございます。

内容につきましては、企画展や特別展などの催しを今まで以上に多彩に、かつ充実した内容で行うに当たって、特に生じる資料などの借用、運搬、造作などのための費用の一部をその催しを観覧されます方々に負担していただくため、催しごとに2,000円を超えない範囲内で観覧料または利用料金の額を定めることができるよう所要の改正をするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第102号については教育民生委員会に付託と決しました。

議案第103号防府市小作料協議会条例の廃止について

○議長（行重 延昭君） 議案第103号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第103号防府市小作料協議会条例の廃止について御説明申し上げます。

防府市小作料協議会につきましては、農地法の規定に基づき小作料の標準額を定めるに当たって、防府市農業委員会の諮問機関として必要事項の調査審議をしていただいております。

本案は、農地法の改正に伴い、標準小作料制度が廃止され、今後は標準小作料を定めるのではなく、地域の実勢の賃借料等の情報を提供することとされることから、小作料協議会の設置に係る条例を廃止しようとするものでございます。

また、これに伴いまして、関連する条例の改正もお願いするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第103号については原案のとおり可決されました。

議案第104号平成21年度防府市一般会計補正予算（第12号）

○議長（行重 延昭君） 議案第104号を議題といたします。理事者の補足説明を求めます。副市長。

〔副市長 嘉村 悦男君 登壇〕

○副市長（嘉村 悦男君） 議案第104号平成21年度防府市一般会計補正予算（第12号）について御説明申し上げます。

まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,467万7,000円を追加し、補正後の予算総額を430億9,377万円といたしております。

第2条の債務負担行為の補正につきましては、5ページの第2表にお示しいたしておりますように、し尿処理施設維持管理運転業務委託について、平成21年度から平成24年度までの債務負担を設定するものでございます。

次に、議案第94号及び第95号において御承認をいただきました防府市まちの駅指定管理経費及び防府市体育館外2施設指定管理経費について平成21年度から平成26年度までの債務負担を設定するものでございます。

第3条の地方債の補正につきましては、6ページの第3表にお示しいたしておりますように、林地崩壊防止事業にかかわる地方債を追加するとともに、河川改良事業、自然災害防止事業及び災害復旧事業にかかわる地方債の発行限度額を変更いたすものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算の内容につきまして、事項別明細書により、その主なものについて御説明申し上げます。

歳入でございますが、最初に災害にかかわる歳入について御説明申し上げます。

国等による災害査定が一部終了し、補助内示がありましたので、10ページ上段の15款国庫支出金1項国庫負担金4目災害復旧費負担金につきましては、1節土木施設災害復旧費負担金の減額補正及び2節文教施設災害復旧費負担金の増額補正を計上いたしております。

12ページ、15款国庫支出金2項国庫補助金9目災害復旧費補助金につきましては、1節農林水産業施設災害復旧費補助金の減額補正を計上するとともに、2節土木施設災害復旧費補助金及び3節その他公共施設・公用施設災害復旧費補助金の増額補正を計上いたしております。

ページが飛んで申しわけありませんが、16ページの16款県支出金2項県補助金9目災害復旧費補助金につきましては、1節農林水産業施設災害復旧費補助金の増額補正を計上いたしております。

またページが8ページに戻って申しわけありません。8ページ上段の13款分担金及び負担金1項分担金2目災害復旧費分担金につきましては、農業施設災害復旧事業に伴う所有者分担金を計上いたしております。

同じページ下段の14款使用料及び手数料1項使用料3目衛生使用料につきましては、秋以降の新型インフルエンザの流行により、休日診療所を利用される市民の方が増加しておりますので、休日診療所使用料の増額補正を計上いたしております。

10ページ上段、15款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費負担金につきましては、障害者福祉サービスを利用される方が増加したことにより、障害者介護・訓練等給付費負担金の増額補正を計上いたすとともに、児童扶養手当及び生活保護受給者数の増加により児童扶養手当給付負担金及び生活保護費負担金の増額補正を計上いたしております。

同じページ下段の2項国庫補助金の1目総務費補助金につきましては、国の経済危機対策に基づいて、防災情報通信設備整備事業交付金が新設され、国からの内示額を計上いたしております。

2目民生費補助金につきましては、政権交代により、子育て応援特別手当事業の廃止が決定したことにより、一部事務費を除いた子育て応援特別手当事務取扱交付金と子育て応援特別手当交付金の全額を減額補正するとともに、12月から生活保護の母子加算が復元されたことにより、セーフティネット支援対策等事業費補助金を計上いたしております。

6目土木費補助金につきましては、新たに3節砂防費補助金の災害関連地域防災がけ崩れ対策事業費補助金を計上するとともに、7節住宅・建築物安全ストック形成事業補助金の耐震改修モデル事業補助金を計上いたしております。

14ページ上段の16款県支出金1項県負担金1目民生費負担金につきましては、先ほ

ど国庫負担金で御説明申し上げましたが、障害福祉サービスを利用される方が増加したことにより、障害者介護・訓練等給付費負担金の増額補正を計上いたすとともに、同じページ下段の２項県補助金１目総務費補助金につきましては、平成２２年４月１日より本庁１号館１階に防府市消費生活センターを開設するための経費に対する地方消費者行政活性化事業補助金を計上し、２目民生費補助金につきましては、新型インフルエンザ対策として市内のすべての保育園及び留守家庭児童学級等に空気清浄機等を設置する事業に対する子育て支援特別対策事業費補助金を計上し、５目農林水産業費補助金及び６目土木費補助金につきましては、新たに小規模治山事業、林地崩壊防止事業及びがけ崩れ災害対策事業が認められましたので、それぞれの事業に対する補助金を計上し、７目消防費補助金につきましては、土砂災害ハザードマップ作成事業に対する土砂災害ハザードマップ整備支援事業補助金を計上しております。

次に、１８ページ上段の１８款寄附金１項寄附金の３目教育費寄附金につきましては、防府市向島、竹村荘一郎様からの御寄附は、中学校の図書充実ためと防府市植松、藤井三男様からの御寄附は、図書館の図書資料充実のための指定寄附金として計上いたしております。

同じページ、２１款諸収入５項収益事業収入の１目競輪事業収入につきましては、１１月１５日の災害復興支援レース及び平成２２年２月に開催予定である中国・九州北部豪雨災害復興支援競輪による収益金の一部を計上しております。

２０ページ上段の２１款諸収入６項雑入３目雑入につきましては、防府市斎場「悠久苑」の被災にかかわる全国市有物件共済金を計上しております。

歳入の最後となりますが、同じページ下段、２２款市債１項市債３目農林水産債につきましては、小規模治山事業及び林地崩壊防止事業に治山事業債を計上し、５目土木債につきましては、まちづくり交付金事業にかかわる河川改良事業債を計上し、９目災害復旧債につきましては、７月の豪雨災害により被災しました農業施設、林業施設、土木施設及び大光寺原霊園、悠久苑等に対する国等の災害査定が一部終了いたしましたので、これまでの補正額と国・県補助金との調整をいたしましてそれぞれを計上いたしております。

続きまして、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

まず、２４ページの２款総務費１項総務管理費１目一般管理費の８節報償費及び９節旅費につきましては、防府市豪雨災害検証委員会開催にかかわる経費を計上し、１３節委託料につきましては、国の経済危機対策として全国瞬時警報システム機器改修委託料を計上いたしております。

次に、１３目消費生活費につきましては、歳入でも御説明申し上げましたが、平成

22年4月1日より防府市消費生活センター開設にかかわる所要の経費を計上いたしております。

26ページ上段の3款民生費1項社会福祉費5目障害者福祉費の20節扶助費につきましては、障害者福祉サービスを利用される方の増加及び単価アップに伴い、訓練等給付費助成、旧法施設支援費助成、特定障害者特別給付費助成サービス利用計画作成費助成及び介護給付費の増額を計上するとともに、23節償還金利子及び割引料につきましては、平成20年度補助事業費の確定に伴う国・県返還金を計上いたしております。

同じページ下段の2項児童福祉費2目児童措置費の19節負担金補助及び交付金につきましては、県に創設されました安心こども基金を活用して、新型インフルエンザ対策として市内民間保育所及び病児・病後児施設内に空気清浄機等を設置することにかかわる補助金を計上するとともに、23節償還金利子及び割引料につきましては、平成20年度補助事業費の確定に伴う県返還金を計上いたしております。

次に、3目母子福祉の20節扶助費につきましては、児童扶養手当の増額を計上するとともに、23節償還金利子及び割引料につきましては、平成20年度補助事業費の確定に伴う国庫返還金を計上いたしております。

4目児童福祉施設費の18節備品購入費につきましては、県に創設されました安心こども基金を活用して、新型インフルエンザ対策として市立保育所及び留守家庭児童学級内に空気清浄機等を設置することにかかわる所要の経費を計上するとともに、23節償還金利子及び割引料につきましては、平成20年度補助事業費の確定に伴う県返還金を計上いたしております。

次に、28ページ、2項児童福祉費の6目子育て応援特別手当支給費につきましては、政権交代により、子育て応援特別手当事業の廃止が決定したことにより、子育て応援特別手当支給にかかわる所要の経費を減額補正いたしております。

次に、30ページ上段の3項生活保護費の1目生活保護総務費につきましては、政権交代により、12月から生活保護の母子加算が復元されたことにより、生活保護支給システム変更に伴う事務機器委託料を計上いたすとともに、2目扶助費につきましては、景気低迷の影響により、生活保護の新規申請及び受給率の上昇に伴い、扶助費等の増額補正を計上いたすものであります。

同じページ下段、4款衛生費1項保健衛生費3目予防費につきましては、日本脳炎予防接種者の増加に伴う委託料の増額を計上し、4目環境衛生費につきましては、今回の豪雨により被災されました大光寺原霊園以外の市営墓地を利用されている方を対象に、20節扶助費では、1区画当たり2万円を災害見舞金として支給する経費を計上するとともに、

2 3 節償還金利子及び割引料では、大光寺原霊園以外の市営墓地の返還を希望される利用者の方に永代使用料の半額相当となります使用料の返還金を計上いたしております。

5 目救急医療対策費につきましては、新型インフルエンザ患者の増加に伴い、所要の経費の増額補正をいたしております。

3 2 ページ、4 款衛生費 4 項清掃費の 2 目塵芥処理費につきましては、1 1 月 2 4 日臨時議会で御承認いただいた災害土砂を分別し、運搬する所要の経費に対して、復興競輪開催による収益金の一部を財源充当するために計上いたしております。

同じページ下段の 6 款農林水産業費 1 項農業費 2 目農業総務費の給与等につきましては、農業施設災害復旧費の補助が確定したことにより、給与等の事業支弁分を減額補正いたしております。

3 4 ページ上段の 2 項林業費の 2 目林業振興費につきましては、新たに小規模治山事業が 3 カ所及び林地崩壊防止事業が 3 カ所の補助が認められましたので、それらの工事にかかわる所要の経費を計上いたしております。

同じページ下段の 8 款土木費 1 項土木管理費の 1 目土木総務費の給与等につきましては、農業総務費でも御説明申し上げましたが、土木施設災害復旧費の補助が確定したことにより、給与等の事業支弁分を減額補正いたしております。

3 6 ページ上段の 3 項河川費の 1 目河川総務費につきましては、勘場川等河川工事にかかわる 1 3 節委託料、1 7 節用地買収費及び 2 2 節物件移転補償費の減額をするとともに、1 5 節工事請負費の増額を計上いたしております。

同じページ下段の 4 項砂防費の 1 目急傾斜砂防費につきましては、新たに災害関連地域防災がけ崩れ対策事業及びがけ崩れ災害緊急対策事業の補助が認められましたので、それらの工事にかかわる所要の経費を計上いたしております。

3 8 ページ上段、6 項都市計画費の 1 目都市計画費の給与等につきましては、土木施設災害復旧費の補助が確定したことにより、給与等の事業支弁分を減額補正するとともに、1 3 節委託料につきましては、地震防災に関する啓発・普及を図り、住宅・建築物の耐震化を促進するために、地震防災マップ作成委託料を計上しております。

また、3 目公共下水道費につきましては、公共下水道事業特別会計への繰出金を計上しております。

同じページ下段の 9 款消防費 1 項消防費の 2 目非常備消防費につきましては、消防庁から富海消防団に対して消防団救助資機材搭載型車両の無償貸付の内示がありましたので、その車両の登録にかかわる所要の経費を計上しております。

4 目水防費につきましては、土砂災害ハザードマップ作成及び配布にかかわる所要の経

費を計上しております。

42 ページ上段の10 款教育費3 項中学校費1 目学校管理費につきましては、歳入の寄附で御説明申し上げましたが、中学校図書充実のための指定寄附金を受け、図書購入費を計上しております。

同じページ下段の4 項社会教育費の7 目図書館費につきましては、図書館資料充実のための指定寄附金を受け、図書購入費を計上しております。

44 ページ上段の11 款災害復旧費1 項農林水産業施設災害復旧費の1 目農業施設災害復旧費につきましては、先ほど農業総務費でも御説明申し上げましたが、国等による農業施設等の災害査定が一部終了し、補助内示がありましたので、人件費の組み替えと既に予算計上している額と内示額との調整をいたしまして15 節工事請負費等の増額を計上しております。

また、2 目林業施設災害復旧費につきましては、国・県事業への振替分及び国等による林業施設等の災害査定が終了し、補助内示がありましたので、既に予算計上している額と内示額との調整をいたしまして15 節工事請負費の減額を計上しております。

46 ページ上段、2 項土木施設災害復旧費の1 目土木施設災害復旧費につきましては、大光寺原霊園、河川工事24 カ所及び道路工事18 カ所に対する国等の災害査定が終了し、補助内示がありましたので、土木総務費及び都市計画総務費との人件費の組み替えと既に予算計上している額と内示額との調整をいたしまして15 節工事請負費等の増額補正を計上しております。

48 ページ上段の11 款災害復旧費3 項文教施設災害復旧費1 目公立学校施設災害復旧費につきましては、右田小・中学校にかかわる査定が終了し、補助内示がございましたので、財源の組み替えをいたしております。

同じページ下段の4 項その他公共施設・公用施設災害復旧費1 目その他公共施設・公用施設災害復旧費につきましては、防府市斎場「悠久苑」にかかわる国等の査定が終了し、補助及び全国市有物件共済金の内示がありましたので、既に予算計上している額と内示額との調整をするとともに、財源の組み替えを計上いたしております。

次に、2 目社会教育施設災害復旧費につきましては、新たに青少年科学館駐車場災害復旧工事を計上いたしております。

以上、今回の補正の主なものについて御説明申し上げましたが、収支をいたしまして、50 ページ補正後の予備費を2 億7,354 万円といたしております。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案につきましては、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第104号については関係各常任委員会に付託と決しました。

議案第105号平成21年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第3号）

議案第106号平成21年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（行重 延昭君） 議案第105号及び議案第106号の2議案を一括議題といたします。理事者の補足説明を求めます。副市長。

〔副市長 嘉村 悦男君 登壇〕

○副市長（嘉村 悦男君） 議案第105号から議案第106号につきまして一括して御説明させていただきます。

まず、1ページの議案第105号平成21年度防府市競輪事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13億9,482万8,000円を追加し、補正後の予算総額を148億997万4,000円といたしております。

歳入及び歳出の概要につきましては、7月の豪雨災害により第4回後節（FⅡレース）の中止にかかわる減額の経費分と平成22年2月22日から24日に開催予定である中国・九州北部豪雨災害復興支援競輪（FⅠレース）開催にかかわる増額の経費分を調整いたしまして、歳入及び歳出のそれぞれの費目で増減計上するとともに、11月15日の災害復興支援レース及び2月開催予定の中国・九州北部豪雨災害復興支援競輪開催による収益金の一部を災害復興支援に充当するために一般会計への繰出金を計上いたしております。

収支をいたしまして、12ページ、補正後の予備費を3億1,946万2,000円といたしております。

次に、15ページの議案第106号平成21年度防府市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,020万円を追加し、補正後の予算総額を52億3,474万1,000円といたしております。

第2条の債務負担行為の補正につきましては、18ページ、第2表にお示しいたしておりますように、上下水道事業組織統合電算関係業務委託事業について、平成21年度から

平成22年度までの債務負担を設定するものでございます。

第3条の地方債の補正につきましては、19ページの第3表にお示しいたしておりますように、公共下水道事業にかかわる地方債の発行限度額を変更いたすものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算の内容につきまして、20ページ上段の4款繰入金1項繰入金1目一般会計繰入金につきましては、処理場施設管理委託料にかかわる一般会計からの繰入金を計上いたしております。

同じページ下段、5款諸収入2項雑入2目歳入欠かん補填収入につきましては、収支差を歳入欠かん補填収入にて計上いたしております。

22ページ、6款市債1項市債1目下水道事業債につきましては、下水道管渠布設工事にかかわる事業債の増額補正を計上いたしております。

次に、歳出においては、24ページ上段の2款事業費1項公共下水道費の1目維持管理費につきましては、道路管理者等からのマンホール蓋調整工事の依頼件数増加に伴う15節工事請負費の増額を計上しております。

次に、2目処理場管理費につきましては、汚泥運搬処分費の増加に伴う13節施設管理委託料の増額を計上しております。

最後の3目公共下水道建設費につきましては、単独事業の管渠布設にかかわる15節工事請負費の増額を計上しております。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） ただいまの補足説明に対して、一括して質疑を求めます。

13番、田中健次議員。

○13番（田中 健次君） 公共下水道事業特別会計のほうですが、18ページの債務負担行為で上下水道事業組織統合電算関係業務委託事業という形で債務負担行為の限度額が示されております。上下水道事業の組織統合という話については、議員に対する勉強会で一定の説明を受けておりますけれども、これについては、関係の労働組合との関係の協議といたしますか、そういったものは、それなりの合意といたしますか、まだ協議中なのか、協議もしていないのか、これについてはどんなふうになっておるのか、ちょっと教えていただきたいと思っております。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部理事。

○土木都市建設部理事（岡本 幸生君） 市の職員に対する労働条件等の関係についてですが、これは労働組合、職員団体のほうに申し入れがしてございます。そのことを踏まえた上で、先日ですけれども、職員労働組合のほうから、今、下水道の事務所のほうでの職場オルグ等もございまして、そのときの話を聞きますと、職員労働組合のほうもこの組織

の統合については理解をいただいておりますというふうに認識をしております。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております2議案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第105号については総務委員会に、議案第106号については産業建設委員会にそれぞれ付託することに決しました。

決議第4号防府市に所在する山口県行政機関の存続を求める要望決議

○議長（行重 延昭君） 決議第4号を議題といたします。提出者の補足説明を求めます。河杉議員。

〔4番 河杉 憲二君 登壇〕

○4番（河杉 憲二君） それでは、決議第4号防府市に所在する山口県行政機関の存続を求める要望決議について、提案理由を説明いたします。

まず、第1点といたしまして、防府県税事務所、防府健康福祉センター及び防府土木建築事務所の存続でございます。

御存じのように、山口県の出先機関としてこの3つの事務所は、防府市の市民の生活や事業活動において非常に重要な役割を果たしております。

しかし、このたびの広域生活圈ごとに1事務所を基本として配置する再編整備により、これらの3つの事務所が統廃合されることについて、将来への不安の声が市内各地より日に増してきております。

については、県下一律の見直しではなく、地域の実情を考慮した施策として、防府県税事務所及び防府健康福祉センター、防府土木事務所の存続について強く要望するものでございます。

続きまして、2点目として、県立衛生看護学院の存続でございます。御存じのように、県立衛生看護学院は、防府市の県立総合医療センターの看護師に限らず、県内全地域において保健師、助産師及び看護師を長期的に安定して養成する重要な役割を担ってきておりました。そのような中で廃止を視野に入れた検討が進められていることについて、防府市民は大変困惑しております。

今後の少子・高齢化社会の進展とこれに伴う新たな需要に対応するためにぜひとも必要

な施設として、この県立衛生看護学院の存続について強く要望するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、決議第4号については原案のとおり可決されました。

○議長（行重 延昭君） 以上で、本日の日程はすべて議了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。次の本会議は12月9日の午前10時から一般質問を行いますので、よろしく願いいたします。長時間お疲れでございました。

午後3時 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成21年12月2日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 重 川 恭 年

防府市議会議員 伊 藤 央